

主な「受検の手引」販売先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒 105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒 417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつけんビル5F	011-231-4428
同 東北支部	〒 980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒 950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中部支部	〒 460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛ビル5F	052-962-2394
同 関西支部	〒 540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリーズビル8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒 730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四国支部	〒 760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイトビル4F	087-821-8074
同 九州支部	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒 901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒 905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和3年度1級建設機械施工管理技術検定試験(第一次検定のみ)

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8

TEL 03-3433-1575(平日9:30~12:00、13:00~17:30)

FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部800円(郵送で請求のときは送料共で1部1,050円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

(建設業法に基づく建設機械施工管理技士補および建設機械施工管理技士になるための国家試験)

令和3年度 1級建設機械施工管理技術検定試験

【第一次検定のみ】

受 検 の 手 引

受付期間	令和3年2月15日(月)~3月31日(水) ※締切日3月31日の消印まで有効				
------	--	--	--	--	--

第一次検定・第二次検定(筆記)		試験日: 令和3年6月20日(日)			
試験地	北広島市	滝沢市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市

第二次検定(実技)		試験日: 令和3年8月下旬~9月中旬			
試験地	石狩市	仙台市	下都賀郡	秩父市	小松市
	富士市	刈谷市	明石市	小野市	広島市

【注 意】

注1) 試験地は、都合により変更する場合があります。

注2) 1級受検の手引は下記の3種類があり、**本手引は、青色「第一次検定のみ」の手引**となります。
受検する試験に合わせ適切な手引をお選びください。

手引の種類	適 用
【第一次検定・第二次検定】	令和3年度に第一次検定と第二次検定を受検する方の手引です。 必要な実務経験年数を満たすことが受検資格となります。
【 第 一 検 定 のみ 】	令和3年度に第一次検定だけを受検する方の手引です。 必要な実務経験年数を満たすか、2級技術検定試験の合格者であることが受検資格となります。
【 第 二 検 定 のみ 】	令和3年度に該当の方はありません。 令和2年度の1級学科試験に合格された方の実技試験については、当協会ホームページをご覧ください。

注3) 受検申込の書類を提出後は、氏名および住所の変更に係る変更以外の記載内容は変更できません。
この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

注4) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている者がありますが、当協会とは一切関係ありません。
当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っておりません。

注5) 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる可能性があります。
変更となる場合は、協会ホームページでお知らせいたします。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般
社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であるかを確認するものです。

1級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象に、2級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者として実務に従事する者を対象に、上記の知識と能力を有するかを判定するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付され、第一次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

1級技士補は、2級技士の資格を有するか、必要な実務経験年数を満たすことで「監理技術者補佐」となることができます。監理技術者の専任が求められる現場において、監理技術者の下に監理技術者補佐を配置することで、当該監理技術者はもう1つの現場（監理技術者補佐が配置されている現場に限る。）の監理技術者を兼務することができます。

1級または2級の技士は、建設業の許可に必要な有資格者となるほか、建設工事の施工現場において、1級技士は監理技術者および主任技術者、2級技士は主任技術者としての資格が与えられます。

受検の申込および受検にあたっての重要な注意事項

1. 受検の申込は、受検の手引に同封された専用の封筒を使用し、簡易書留により郵送してください。

2. 受検申込の期限は厳守してください。**期限を過ぎた申込は受理いたしません。**

申込期限	令和3年3月31日(水) ※当日の消印まで有効
------	-------------------------

3. 受検手数料は、所定の期限までに必ず払い込みしてください。**期限を過ぎて払い込まれた場合は、受検できません。**その場合、所定の事務手数料を差し引いたうえで返金します。【詳細は5頁】

第一次検定の受検手数料	令和3年3月31日(水)まで(受検申込書類の送付日まで)
第二次検定の受検手数料	第一次検定の合格発表日～令和3年8月13日(金)まで

4. 受検票の発送は、下記を予定しています。

表中【 】内の期日までに届かない場合は、当協会試験部(03-3433-1575)までご連絡ください。

第一次検定 および 第二次検定(筆記)	令和3年6月1日(火)【令和3年6月7日まで】
第二次検定(実技)	令和3年8月4日(水)【令和3年8月9日まで】

5. 受検当日は、時間に余裕をもって参集してください。災害等のやむを得ない事由により**試験日程の変更や中止となる場合は、当協会のホームページでお知らせします。**

6. **試験の合否に関する電話等による確認や採点に関するお問い合わせには一切応じられません。**

合格発表の方法については47頁でご確認ください。

目 次

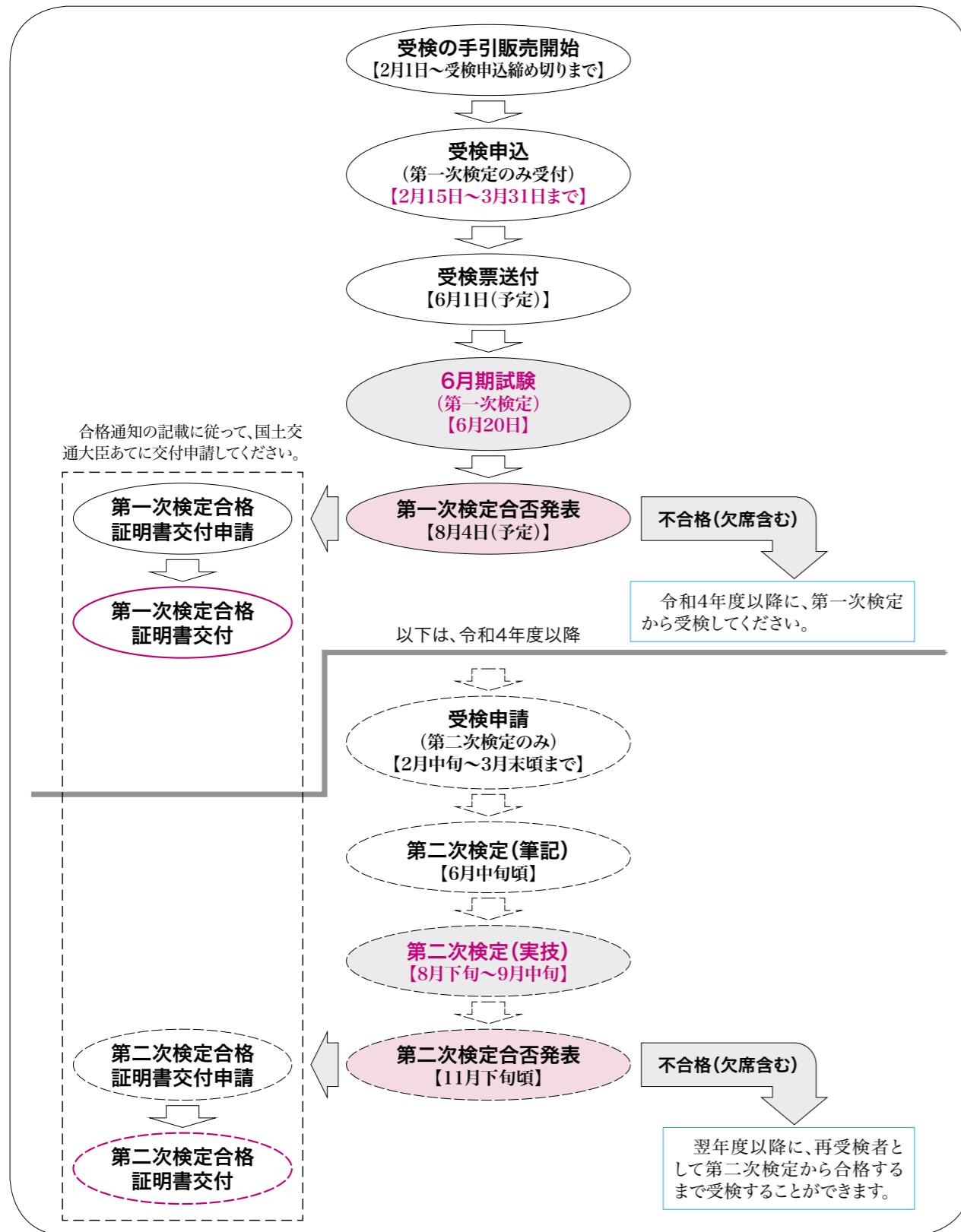
1. 資格取得までの流れ、日程(予定).....	1	8. 試験日程及び試験地等.....	40
1.1 資格取得までの流れ	1	8.1 試験の日時	40
1.2 主なスケジュール(予定)	2	8.2 第一次検定の試験地、時間割	40
2. 受検者の区分.....	3	9. 試験方法及び内容	41
3. 受検の申込.....	5	9.1 試験方法	41
3.1 受付期間、提出先	5	9.2 第一次検定	41
3.2 受検手数料	5	9.3 身体の不自由がある方の受検について	42
3.3 申込手順と注意事項	5	(参考)第二次検定について	42
4. 第一次検定の受検資格	7	10. 申込内容の変更、取り消し手続き	44
○区分(イ)：「指導監督的実務経験が1年以上ある者」.....	7	10.1 住所、氏名等の変更	44
○区分(ロ)：2級合格者で、「指導監督的実務経験が1年以上ある者」.....	7	10.2 受検の取り消し	44
○区分(ハ)：「専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者」.....	8	11. 受検時の注意事項	45
○区分(ニ)：「指導監督的実務経験が1年以上、かつ5年以上の実務経験後に専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者」.....	9	11.1 第一次検定 (参考)第二次検定(筆記)も同日に実施	45
5. 実務経験.....	11	(参考)第二次検定(実技)	46
6. 提出書類.....	17	12. 合格発表、合否通知	47
7. 提出書類の記載方法等	19	13. 合格証明書の交付申請手続き	47
7.1 【F票①～④】1級技術検定受検申請書、履歴票	19	14. 合格者の処遇	48
【F票④】1級技術検定実務経験証明書	21	14.1 第一次検定の合格者	48
7.2 【G票⑤】「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書	23	(参考)第二次検定の合格者	49
7.3 【G票⑥】「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書	25	15. 不正行為に対する措置	50
7.4 【H票⑦】1級技術検定合格証明書交付申請書	27	16. 個人情報の取扱	51
7.5 【I票⑪、コンピュータ入力票】受検申込書(一般受検者用)	29	17. よくある質問	52
7.6 【J票⑫、コンピュータ入力票】受検申込書(2級合格要件の者、再受検者用)	33	(巻末)各種様式	
7.7 【票⑬】郵便振替払込受付証明書貼付欄	35	*再受検者資格確認申請書【様式】	57
7.8 【票⑭、⑮(裏面)】写真票	35	*郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届【様式】	58
7.9 【票⑯】1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト	37	*建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】	59
7.10 住民票	37		
7.11 卒業証明書	37		
7.12 「高度専門士」、「専門士」の称号の証明書類	38		
7.13 2級技術検定の合格証明書の写し	38		
7.14 土木施工管理技士等の合格証明書の写し	38		
7.15 工事契約書の写し	38		
7.16 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類	39		
7.17 指導を受けた監理技術者の監理技術者資格証の写し	39		
7.18 再受検者資格の確認申請書、郵便局の定額小為替	39		

1級建設機械施工管理技術検定（第一次検定のみ）

1. 資格取得までの流れ、日程(予定)

以下の日程については、都合により変更となる場合があります。その場合は、当協会ホームページ上にてお知らせいたします。

1.1 資格取得までの流れ



1.2 主なスケジュール(予定)

項目	日 程	備 考
受検申込期間 (第一次検定受検手数料の払込期間)	令和3年2月15日(月)～3月31日(水)	最終日の消印があるものまで有効【手引5頁】
第一次検定	受検票発送	令和3年6月1日(火) 6月7日までに届かない場合は、試験部へ連絡してください。【手引6頁】
	受検地変更期限	令和3年6月8日(火) 引っ越し等のやむを得ない事情の者に限り変更できます。【手引44頁】
	受検の取り消し期限	令和3年6月8日(火) 【手引44頁】
	試験日	令和3年6月20日(日) 【手引40頁】
	合格発表 合否通知発送	令和3年8月4日(水)(予定) 合否、採点に関する問い合わせはできません。【手引47頁】

2. 受検者の区分

1級建設機械施工管理技術検定の受検の申込をする受検者は、次の3つに区分されます。なお、再受検者については、同一種目で受検する方に限ります。

この手引は、下記の(1)②および(3)②の方が対象となります。

(1) 一般受検者

次の①～③のいずれかに該当する方が「一般受検者」となります。「第一次検定・第二次検定」の受検者については、①に該当する方が一般受検者となります。

①「第一次検定・第二次検定」の一般受検者

・「第一次検定・第二次検定」をはじめて受検する方が対象です。**(注1)**

②「第一次検定のみ」の一般受検者

・「第一次検定のみ」をはじめて受検しようとする方のうち、実務経験年数が受検資格要件を満たす者として受検される方が対象です。**(注1)**

③「第二次検定のみ」の一般受検者

・(2)の「第一次検定のみ(2級合格要件)の受検者」として「第一次検定のみ」に合格した者で、「第二次検定のみ」をはじめて受検しようとする方が対象です。

(2) 第一次検定のみ(2級合格要件)の受検者

「第一次検定のみ」を受検しようとする方のうち、2級建設機械施工技士の資格を受検資格の要件として、実務経験証明書や卒業証明書を提出せずに受検する方が対象です。

「第一次検定のみ(2級合格要件)の受検者」は、第二次検定の受検資格要件を満たしたうえで、令和4年度以降に第二次検定の受検ができます。その場合は、(1)の③の一般受検者となります。

(3) 再受検者**(注2)**

次の①または②のいずれかに該当する方が「再受検者」となります。令和3年度は、②に該当する方が再受検者となります。

① 令和3年度以降の一般受検者で今回再受検する方

・上記(1)の一般受検者として第一次検定または第二次検定を受検し不合格となり、再度受検しようとする方。

② 平成30年度～平成2年度までの一般受検者で今回再受検する方

・平成30年度以降に、実務経験証明書や卒業証明書等を提出し一般受検者として受検し不合格となり、再度受検しようとする方。

(注1)	平成30年度以降に実務経験証明書や卒業証明書等を提出して1級建設機械施工技術検定を受検した方は、(3)②の再受検者となります。その他の者は、一般受検者となります。
(注2)	再受検者は、受検申込の提出書類の一部を簡素化することができます。ただし、申込時に実務経験証明書等を提出し一般受検者として受検した時の受検票か合否通知書の写しを提出する必要があります。 受検票等を紛失した方は、次頁の「○再受検者資格の確認手続き」を参照してください。また、提出書類の詳細については、17頁の「6. 提出書類」を参照してください。

※令和2年度1級建設機械施工技術検定の学科試験の合格者

令和2年度の1級建設機械施工技術検定の学科試験に合格した方へは、実地試験(実技)に替えて令和3年度の第二次検定(実技)として受検票を送付します(令和3年7月頃に送付予定)。あらためて受検の申込をする必要はありません。

なお、令和3年度の合格発表で不合格となった場合は、令和4年度に限り第一次検定が免除となり、第二次検定から受検できます。受検手続きの詳細については、令和4年度の「第二次検定のみ」の受検の手引(令和4年2月に販売予定)を購入し、受検申込を行ってください。

◎再受検者資格の確認手続き

再受検者として受検申込をする場合は、今回受検について、同一種目の受検資格要件を満たしていることを前回受検で確認したことがわかる書類として、平成30年度以降の受検で、必要なすべての書類を提出して受検したときの受検票または合否通知書の写しが必要です。

上記の受検票等を紛失された場合は、以下の「再受検者資格の確認手続き」で資格確認をしたうえで再受検者として申込を行うか、一般受検者として必要な書類すべてを準備して申込を行ってください。

〈再受検者資格の確認手続き〉

①再受検者であることの確認

必ず受検者本人が当協会試験部へ電話をし、過年度の受検者データとの照合を受け、再受検者であることを確認してください。

②「再受検者資格の確認」申請書の記載

57頁の「再受検者資格確認申請書」をコピーし、必要事項を記入してください。

③事務手数料の払込

郵便局で「定額小為替500円」を購入してください。

④受検申込書の送付

②の書類と③の小為替を、他の受検申込書類とともに所定の封筒に入れ、簡易書留郵便により試験部あてに送付してください。

以上により、申込者が再受検者であることを確認し、申込書のJ票に再受検者の確認印を押印したうえで、受検票または不合格通知の提出を受けたものと見なし受検申請手続きを行います。

なお、①～④の手続きを行わない場合は、一般受検者として必要書類を準備のうえ受検申込を行ってください。

3. 受検の申込

3.1 受付期間、提出先

受付期間	令和3年2月15日(月)～3月31日(水) (注)
提出先	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(注)：受付期間最終日当日の消印があるものまで有効です。料金別納や後納により消印がない場合は、令和3年3月31日までに届いたものまでが有効で、期日を過ぎた受検申込は受付しません。申込の際は、必ず受検の手引に同封の専用の封筒を使用し、簡易書留にて送付してください。

3.2 受検手数料

検定区分等	受検手数料	払込期限
第一次検定	14,700円	令和3年3月31日(水)まで

3.3 申込手順と注意事項

(1) 受検資格の確認

1級建設機械施工管理技術検定の「第一次検定のみ」の受検資格は、次の①または②のいずれかの者になります。受検資格を有することを確認のうえ申込をしてください。

① 2級技術検定（令和2年度までの建設機械施工技術検定、または令和3年度以降の建設機械施工管理第二次検定）の合格者

② 7頁「[4. 第一次検定の受検資格](#)」表中の受検資格区分(イ)～(ニ)のいずれかに該当する者

(注)：「第一次検定のみ」の受検者は、令和3年度中に第二次検定の受検はできません。

令和3年度に第二次検定まで受検をする方は、「第一次検定・第二次検定」の手引により申込を行ってください。なお、「第一次検定・第二次検定」の受検に必要な資格要件は、上記②と同じです。

(2) 提出書類の準備

17頁の「[6. 提出書類](#)」および19頁の「[7. 提出書類の記載方法等](#)」により、申請書類に必要事項を記載し、受検申込に必要な書類すべてを準備してください。

(注1)：必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できない場合がありますので注意してください。

(注2)：記載例を参考に、必要な事項はすべて記入してください。書類に虚偽の記載がある場合は、法律に基づく処分を受ける場合がありますので注意してください。

(注3)：提出書類によっては準備に時間を要すものもありますので、提出の準備は、期間に余裕をもって行ってください。

(3) 第一次検定受検手数料の払込

受検の手引に在中の「払込取扱票」により、受検申込の期間中に払込を行い、窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」の原本を申請書の貼付欄に貼り付けてください。貼付の際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

(注1)：払込をATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本を貼付してください。また、控えとして必ずコピーをとり保管してください。

(注2)：払込は、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

(注3)：郵便局窓口の営業時間に十分注意のうえ、申込の受付期間に間に合うように払込を行ってください。

(注4)：期限を過ぎて払込をした場合は、受検の申込を受付しません。試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃に現金書留により返金します。返金先は、郵便物送付先の住所とします。

(4) 申込書類の提出(郵送)

申込書類一式を、受検の手引に在中の申込用の専用封筒に入れて、必ず郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください(ポストへの投函はしないでください)。

(注1)：申込は、受検者ごとに1つの封筒としてください。1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付を行わず、料金受取人払いにより返送いたします。

(注2)：簡易書留以外の方法での提出はできません。直接持参による提出も受付しません。宅配便等の方法による送付については、料金受取人払いにより返送いたします。

(注3)：令和3年3月31日(水)の消印があるものまでが有効です。「3.1受付期間、提出先」の**(注)**をご覧ください。

(注4)：申込書類の配送確認は、簡易書留の発送時に郵便局窓口で渡される「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で確認してください。当協会への問い合わせでは確認できません。

(注5)：申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。

(注6)：申込書類の審査の結果、受検資格がないと認められた者、および書類の不備等で受検の申込が不受理となった者には、第一次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃に現金書留により返金します。返金先は、郵便物送付先の住所とします。

(5) 受検票の送付(予定)

検定区分	受検票発送予定日	備考(配送されない場合の問い合わせ)
第一次検定	令和3年6月1日(火)	令和3年6月7日(月)午前中までに届かない場合※

※備考欄の期日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問い合わせをしてください。

(6) その他

受検の申込後に、住所等に変更があった場合、受検地の変更を希望する場合（引っ越し等を伴うやむを得ない場合に限る。）、受検の取り消しを希望する場合については、44頁の「[10. 申込内容の変更、取り消し手続き](#)」をご覧ください。

4. 第一次検定の受検資格

「第一次検定のみ」の受検資格は、2級合格者※の方か、次表にある区分(イ)～(ニ)のいずれかに該当する方です。なお、区分(イ)～(ニ)は、令和4年度以降の「第二次検定のみ」の受検資格要件でもあります。

○区分(イ)：「指導監督的実務経験が1年以上ある者」(注1)

最終学歴(注3) または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
学校教育法による ・大学卒業者 ・高度専門士	卒業後3年以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を含む。)	卒業後4年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を含む。)
学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者(専門士)	卒業後5年以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を含む。)	卒業後7年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を含む。)
学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後10年以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を含む。)	卒業後11年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を含む。)
その他の者 (最終学歴が中学校卒業者)	卒業後15年以上の実務経験(1年以上の指導監督的実務経験を含む。)	

○区分(ロ)：2級合格者※で、「指導監督的実務経験が1年以上ある者」(注1)

最終学歴(注3) または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
○2級合格後、5年以上の者	2級合格後に、指導監督的実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験がある者。	
○2級合格後、5年未満の者	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者(高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ①卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上、通算して8年以上の実務経験がある者。 ②卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上、通算して9年以上の実務経験がある者。
	その他の者	次のいずれかの者 ①2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上、通算して12年以上の実務経験がある者。 ②2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上、通算して14年以上の実務経験がある者。

※2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

○区分(ハ)：「専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者」(注5)

最終学歴(注3) または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
○2級合格者	合格後、3年以上の者	2級合格後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験がある者。
	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者(専門士)	次のいずれかの者 ①卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して6年以上の実務経験がある者。 ②卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して7年以上の実務経験がある者。
○その他の者	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者(高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ①卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して6年以上の実務経験がある者。 ②卒業後2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上、通算して7年以上の実務経験がある者。
	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者(高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む8年以上の実務経験がある者。 *(注6)を必ず確認してください。
○その他の者	その他の者	卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む9年6月以上の実務経験がある者。 *(注6)を必ず確認してください。
	その他の者	次のいずれかの者 ①2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上、通算して10年以上の実務経験がある者。 ②2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上、通算して12年以上の実務経験がある者。

*2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

○区分(二)：「指導監督的実務経験が1年以上 **(注1)**、かつ5年以上の実務経験後に専任の監理技術者
の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者」**(注7)**

最終学歴 (注3) または保有資格	必要とする実務経験年数 (注2) (最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科 (注4)	指定学科以外 (注4)
学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者 (高度専門士・ 専門士を除く)	卒業後、指導監督的実務経験が1年 以上と、5年以上の実務経験の後に、 専任の監理技術者による指導を受け た実務経験が2年以上を含む3年以 上、通算して8年以上の実務経験が ある者。	
○2級合格者*	2級合格後に、指導監督的実務経験1年以上と、専任の監理技術者による指 導を受けた実務経験が2年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	

*2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの
2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

○区分(イ)～(ニ)に係る用語の説明

(注1)	指導監督的実務経験は、実務経験のうち、施工監督等の立場で、部課や下請負者等に対して、建設機械施工に関する技術的な指導監督を行った経験です。詳細は13頁の「 5. 実務経験(1)、⑦ 」をご覧ください。
(注2)	実務経験年数は、受検者が実際に従事した建設工事における建設機械施工の工事期間です。詳細は11頁からの「 5. 実務経験(1)、①～③ 」をご覧ください。 第一次検定の試験の前日（令和3年6月19日）までを実務経験年数として見込むことができますが、見込みの実務経験年数に変更があった場合、必要な修正申告をしないと、不正行為として受検の停止や合格の取消となる場合がありますので注意してください。 実務経験証明書の記載にあたっては、19頁からの「 7. 提出書類の記載方法等 」をご覧ください。
(注3)	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。詳細は12頁の「 5. 実務経験(1)、③ 」をご覧ください。
(注4)	指定学科は、「 受検の手引(別冊) 」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。
(注5)	専任の主任技術者の実務経験は、建設業法第26条第3項により専任の技術者の配置が義務づけられた工事での主任技術者の経験をいいます。 専任の技術者の配置が必要な工事とは、請負代金額が一定以上となる公共性のある施設等に関する重要な建設工事です。詳細は13頁からの「 5. 実務経験(1)、⑧および⑨ に係る用語の説明」をご覧ください。
(注6)	建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者となるためには以下の実務経験が必要です。高校および中等教育学校の指定学科の卒業の者は5年以上、指定学科以外を含むその他の者は10年以上の実務経験が必要です。専任の主任技術者の実務経験は、この資格要件を満たした後のものに限られます。 上記のほかに主任技術者となるためには、国土交通大臣が認定する資格（土木施工管理技士等）の資格取得が必要です。この資格を取得している方は、資格証の写しを必ず添付してください。
(注7)	専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、特定建設業の許可を受けた建設業者が、発注者から直接工事を請け負う一定額以上の工事に限られます。詳細は13頁からの「 5. 実務経験(1)、⑧および⑨ に係る用語の説明」をご覧ください。

○区分(イ)～(ニ)に係る学歴について

(※1)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(※2)	短期大学卒業者には、旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。
(※3)	専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(※4)	高等学校卒業者には、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。また、次の①～⑦の試験の合格者または卒業者は、高等学校の指定学科以外の卒業者となります。 ①高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験 ②旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定 ③旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定 ④旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験 ⑤旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校の尋常科 ⑥旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本課 ⑦旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。
(※5)	国外の学校を卒業された方については、13頁をご覧ください。

5. 実務経験

(1) 実務経験とは

建設機械施工管理技術検定における「実務経験」とは、次の①に示す建設工事において、建設機械の適確な操作と統一的かつ効率的な運用により施工するために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（施工計画の策定、工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等を含む）、または指導若しくは監督した経験（補助者としての経験を含む）。
- ・工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験（補助者としての経験を含む）。
- ・建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験（建設機械の点検整備等を含む）。

なお、施工に直接的に関わらない**以下の経験は含まれません。**

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

上記のほか、「⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について」の一覧に示す職業訓練も実務経験とみなします。

また、国や公共団体が発注する工事や役務の提供等で、建設工事と同等の施工管理により施工されると認められるものについては、実務経験として認められる場合があります。国外での実務経験については⑥を参照してください。

①建設機械施工管理技術検定における建設工事について

建設機械施工管理技術検定における建設工事とは、建設業法第二条に定められた建設工事で、次表の29の工事のうち、②に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事が対象です。

建設業法別表第一(第二条、第三条)より

1. 土木一式工事	11. 鋼構造物工事	21. 熱絶縁工事
2. 建築一式工事	12. 鉄筋工事	22. 電気通信工事
3. 大工工事	13. 舗装工事	23. 造園工事
4. 左官工事	14. しゅんせつ工事	24. さく井工事
5. とび・土工・コンクリート工事	15. 板金工事	25. 建具工事
6. 石工事	16. ガラス工事	26. 水道施設工事
7. 屋根工事	17. 塗装工事	27. 消防施設工事
8. 電気工事	18. 防水工事	28. 清掃施設工事
9. 管工事	19. 内装仕上工事	29. 解体工事
10. タイル・れんが・ブロック工事	20. 機械器具設置工事	

※次のいずれかに該当すること

- *国または地方公共団体が発注した工事
- *鉄道、道路、ダム、河川、港湾、上下水道等の公共性のある工作物の工事
- *電気事業用施設、ガス事業用施設の工事
- *学校、図書館、工場、病院、百貨店、事務所ビル等の公衆または不特定多数の者が使用する施設の工事（個人住宅の建築工事でないもの）

②建設機械の種別について

建設機械施工管理技術検定における「建設機械を使用しての施工」とは、次表に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用し施工することをいいます。

建設機械の種別一覧

種別	試験科目	内 容
第1種	トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダー	モーター・グレーダーによる施工
第4種	締固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	舗装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スペッシャー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第6種	基礎工事用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

③学歴と実務経験について

実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとなります。最終学歴以前のもの及び在学中のものは実務経験に含みません。

最終学歴以前の実務経験や職業訓練、定時制または通信制の学校に在学中の実務経験を受検資格要件とする場合は、それ以前に卒業した学校が最終学歴となります。

④指定学科について

指定学科とは、国土交通省令で定められた学科と、国土交通大臣がそれと同等以上と認定した学科で、この受検の手引の別冊「指定学科・専修学校等一覧」に記載しているものです。これ以外のものは、指定学科以外になります。

⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程建設機械運転科	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程建設機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門校 普通課程機械整備系建設機械整備科	鹿児島県立吹上高等技術専門校 普通課程機械整備系建設機械整備科	建設機械整備科	1年

注1:上記は、令和2年11月1日現在までのものです。受検申込の期限までに追加の認定がある場合は、当協会ホームページにてお知らせします。

注2:受検資格の区分(ロ)および(ハ)において種別の実務経験とする場合は、職業訓練の期間は「その他の種別での実務経験年数」となります。

注3:職業訓練を実務経験とする場合は、訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

⑥国外における学歴と実務経験について

受検資格の区分(イ)～(ニ)における学歴は、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。また、実務経験については、国内の建設工事のほか、建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事が対象です。

上記以外の国外における学歴および実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、建設機械施工管理の技術検定を受検することができます。

認定書の交付手続きは、学歴の認定審査で1～3ヶ月、学歴および実務経験の認定審査で6ヶ月程度の期間を要するとされています。受検の申込に際しては、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。

(認定に関する問合せ先) : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 不動産・建設産業局 建設業課 技術検定係

TEL: 03-5253-8111 (内線24-744) FAX: 03-5253-1553

⑦指導監督的実務経験について ※受検資格の区分(イ)(ロ)(二)に適用

指導監督的実務経験とは、実務経験のうち、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任などの立場で、所属会社の部下や下請負者等に対して、建設機械の操作をはじめとする工事の技術的事項について総合的に指導監督した実務経験をいいます。

この指導監督的実務経験には、建設工事の発注者側の立場で、現場での監督を行う技術者等として総合的に指導監督した実務経験も含まれます。

⑧専任の主任技術者としての実務経験について ※受検資格の区分(ハ)に適用

専任の主任技術者としての実務経験とは、現場技術者の専任が必要な工事(注1)において、主任技術者(注2)を務めた実務経験をいいます。

受検の申込には、実務経験(1年以上あること)となるすべての工事について確認できる次表の書類を提出してください。

提出書類(A4サイズの写し)	備考
1. 工事契約書	左欄の書類を提出
2. コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人又は主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳	左欄のいずれかの書類を提出

⑨専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験について ※受検資格の区分(ニ)に適用

専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験とは、受検者が主任技術者となる要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事で、その監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験をいい、下表の1～3のすべてに該当する必要があります。

専任の監理技術者の下での実務経験となる条件
1. 受検者は、専任の監理技術者の指導を受ける前に、主任技術者となる要件(注2)を満たしていること。
2. 受検者が指導を受けた工事は、受検者の所属する会社が元請けとなった専任の監理技術者の配置が必要な工事であって、その所属する会社が特定建設業の許可を受けた者であること。(注3)
3. 受検者と指導を受けた監理技術者は、実務経験の期間中に同一の会社に所属していること。

受検の申込には、実務経験(2年以上あること)となるすべての工事について確認できる次表の書類を提出してください。

提出書類(A4サイズの写し)	備考
1. 工事契約書	左欄の書類を提出
2. 該当工事で指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証	左欄の書類を提出

《⑧および⑨に係る用語の説明、(注1)～(注3)》

(注1) 現場技術者の専任が必要な工事とは、次の①および②を満たす工事です。

- ①建設工事1件の請負代金額が、3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)、建築一式工事の場合は7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)の工事
②次のいずれかの建設工事であること。

- ・国または地方公共団体が発注した工事
- ・鉄道、道路、ダム、河川、港湾、上下水道等の公共性のある工作物の工事
- ・電気事業用施設、ガス事業用施設の工事
- ・学校、図書館、工場、病院、百貨店、事務所ビル等の公衆または不特定多数の者が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事でないもの)

(注2) 主任技術者とは、次の①、②または③のいずれかの者です。

- ①2級建設機械施工管理第二次検定(令和2年度以前は2級建設機械施工技術検定)の合格証明書の交付を受けた者
②上記①以外で、建設業法に定められた国家資格を有する者
③次のi～iiiのいずれかに該当する者
 - i. 学校教育法による大学、短大、高等専門学校、専門学校専門課程(高度専門士または専門士)のいずれかにおける指定学科を卒業後、許可業種の建設工事に関し、3年以上の実務経験を有する者
 - ii. 学校教育法による高等学校、専門学校専門課程(高度専門士および専門士を除く)のいずれかにおける指定学科を卒業後、許可業種の建設工事に関し、5年以上の実務経験を有する者
 - iii. 上記iおよびii以外で、許可業種の建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

(注3) 特定建設業者とは、建設業法第3条第1項第2号による許可を受けなければならない者で、専任の監理技術者の配置が必要となる次の①および②に該当する工事の請負者になります。専任の監理技術者は、この工事に配置された者となります。

- ①工事は、発注者から直接請け負う工事(元請け工事)
②総額4,000万円以上(平成28年5月31日までは3,000万円以上)、建築一式工事の場合は6,000万円以上(平成28年5月31日までは4,500万円以上)の工事

⑧および⑨で提出する工事契約書等の写しについて

前述の⑧および⑨で提出いただく工事契約書等の写しは、試験の実施後に、受検者の実務経験について疑義が生じた場合に、実務経験に係る証明書の記載事項と照合するための資料となります。提出された証明書とともに、試験機関において電子データ(PDF)で保存されます。

(2) 実務経験年数の期間について

申請書類(実務経験証明書)への記載は、工種ごと、建設機械の種別ごとに区分してください。実務経験および職業訓練の期間は、重複して申請することはできません。

1つの工事において複数の工種や複数の種別の建設機械での施工を経験した場合、または、ある期間に複数の工事や職業訓練(前述の(1)(5))を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく申請してください。

また、建設機械施工に関する実務経験以外の工事経験は、建設機械施工管理の種目における実務経験とはなりません。

① 1つの工事において、複数の工種や複数の種別の建設機械での施工の監督を経験した場合《例①》

工期が12ヶ月の土木一式工事において、工事の施工の監督を行った場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、実務経験①～③の合計で8ヶ月となります。なお、工事着手前の施工計画の策定、建設機械の搬入・搬出や工事現場における点検整備等の機械管理に従事した期間があれば、その期間も実務経験とします。

《例①》：施工監督の実務経験(土木一式工事における事例)



(注1)	例示の土工工事と基礎工事のように、工種間で工期が重複する場合は、業務の実態を勘案し当該重複期間を按分してください。 例示の場合、重複期間に同程度の期間で施工監督を行った場合のもので、土工工事3ヶ月、基礎工事3ヶ月としています。
(注2)	1つの工種で複数の種別の建設機械による施工が行われたときは、種別ごとに実務経験を整理する必要があります。 例示の土工工事の場合、ブルドーザー(第1種)とショベル(第2種)について、それぞれの建設機械の運転時間の比率などから当該期間を按分してください。按分する場合は、合計の実務経験が実際の期間(例示では3ヶ月)を超えないようにしてください。
(注3)	建設機械施工管理の種目における実務経験は、前述までのとおり、第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事について対象としているため、コンクリートポンプ車等によるコンクリート打設工事、クレーン等による機械器具設置工事などは、実務経験の対象となりません。 また、工事の中断等により工事が行われなかった場合は、その月を実務経験の月数から除外してください。

② オペレータとして複数の建設機械での施工をした場合《例②》

12ヶ月の期間、オペレータとして建設機械による施工に従事した場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、実務経験①～③の合計で12ヶ月となります。

《例②》：オペレータとしての実務経験(複数の建設機械による施工の事例)



(注1) 例示のように、同時期に複数の建設機械で施工した期間がある場合は、実際に従事した工事の日数に応じて重複期間の月数を按分(例示では各1ヶ月)してください。

(3) 種目間の実務経験の重複について(参考)

建設機械施工管理を除く他の6種目(下表①～⑥)では、受検資格となる実務経験を重複することはできません。なお、建設機械施工管理の受検で実務経験としたもので、他の6種目で求める実務経験でも対象とするものは、その種目における実務経験とすることができます。

実務経験の重複が認められる種目(注1)	実務経験の重複を認めない種目(注2)
・建設機械施工管理と右記①～⑥の6種目	①土木施工管理 ②建築施工管理 ③電気工事施工管理 ④管工事施工管理 ⑤電気通信工事施工管理 ⑥造園工事施工管理

(注1) 建設機械施工管理の実務経験(建設機械の運転者若しくは運転助手として実務経験を除く)は、他の6種目で求める経験内容であれば実務経験とすることができます。
また、他の6種目の実務経験としたもので、建設機械施工管理における実務経験の内容を満たすものは実務経験とすることができます。

(注2) 表下欄の6つの種目については、1つの種目で実務経験としたものは、その他の種目での実務経験とは認められません。
6種目のいずれかの受検申込をした後、他の5種目を受検する場合は、実務経験の重複に十分注意してください。

6. 提出書類

提出書類一覧

書類	書類No.	2級合格要件の者	一般受検者				再受検者
			(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	
F票 履歴票	1級技術検定受検申請書	①	○	○	○	○	○
		②	○	○	○	○	○
		③	○	○	○	○	×
	実務経験証明書(注1)	④	×	○	○	○	×
G票	指導監督的実務経験証明書	⑤	×	○	○	—	○
	専任の主任技術者実務経験証明書			—	—	○	—
	専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験証明書	⑥	×	×	×	×	○
H票	1級第一次検定合格証明書交付申請書	⑦	○	○	○	○	○
	1級第二次検定合格証明書交付申請書	⑧	—	—	—	—	—
	1級技術検定全部免除申請書(第一次検定免除用)(注2)	⑨	—	—	—	—	—
	1級技術検定一部免除申請書(第二次検定(実技)免除用)(注3)	⑩	—	—	—	—	—
I票	コンピュータ入力票(※裏面J票)	⑪	×	○	○	○	○
J票	コンピュータ入力票(※裏面I票)	⑫	○	×	×	×	×
	平成30年度以降に一般受検者として受検したときの受検票または不合格通知の写し(注4)	—	×	×	×	×	○
	郵便振替払込受付証明書	⑬	○	○	○	○	○
	写真票	⑭⑮	○	○	○	○	○
	1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト	⑯	×	○	○	○	×
	本籍地記載の住民票(6ヶ月以内の取得で、マイナンバー記載がないもの)(注5)	—	○	○	○	○	△
	卒業証明書(注6)	—	×	○	○	○	×
	「高度専門士」または「専門士」の称号を証明する書類(注7)	—	×	△	△	△	×
	2級技術検定 [*] の合格証明書の写し(注8)	—	○	△	○	△	×
	土木施工管理技士等の合格証明書の写し	—	×	×	×	△	×
	工事契約書の写し(注9)	—	×	×	×	○	×
	専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類(注10)	—	×	×	×	○	×
	指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写し(注10)	—	×	×	×	×	○
	再受検者資格の確認申請書、郵便局の定額小為替(注11)	—	—	—	—	—	△

凡例 ○：所定の書類に記入または添付し提出するもの

×：書類への記入または添付を省略できるもの

△：該当者のみ必要となるもの(詳細は、19頁からの「7. 提出書類の記載方法等」を参照)

(注1)	国土交通大臣が認定する職業訓練(12頁参照)を実務経験とする場合は、実務経験証明書のほかに訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを提出してください。
(注2)	本手引による受検者に該当者はいません。
(注3)	本手引による受検者に該当者はいません。
(注4)	下記の①又は②いずれかの書類 ①平成30年度から令和2年度までの1級学科試験の受検票または不合格通知の写し。 ②平成30年度から令和2年度までの1級実地試験の受検票または不合格通知の写し。
(注5)	住民票の原本を提出してください。 婚姻等の事由により、住民票の氏名と他の証明書類(卒業証明書等)の氏名が異なる場合は、住民票のほかに戸籍抄本を提出してください。 再受検者の方は、過去に提出している書類の氏名や本籍に変更がない場合は住民票の提出は不要ですが、変更がある場合は、住民票のほかに戸籍抄本を提出してください。
(注6)	卒業した学校および学科によっては、成績証明書等の添付が必要です。添付の必要の有無は、別冊「指定学科・専修学校等一覧」で確認してください。 提出前に、卒業証明書の記載内容(氏名、生年月日、卒業年月日等)に間違いがないか、必ず確認してください。(学校からの封筒は開封してかまいません。)
(注7)	卒業証明書に「高度専門士」や「専門士」の称号が記載されている場合は提出不要です。 提出前に、証明書の記載内容(氏名、生年月日、卒業年月日等)に間違いがないか、必ず確認してください。(学校からの封筒は開封してかまいません。)
(注8)	2級技術検定 [*] の合格者であることが受検資格の要件となっている者、および2級技術検定 [*] の合格種別について第二次検定(実技)の免除を受けようとする者は、必ず提出してください。
(注9)	主任技術者として従事した工事の工事契約書の写しと、コリングズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人又は主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のいずれか1つの写しを提出してください。(A3判のものは、A4判に縮小して提出してください。)
(注10)	専任の監理技術者の指導を受けた工事の工事契約書の写しと、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出してください。
(注11)	再受検者としての確認に必要な前回受検の受検票または不合格通知を紛失し、再受検者資格の確認手続きをした方は、「再受検者確認申請書」と「定額小為替500円」を必ず同封してください。

*2級技術検定：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定をいいます。

7. 提出書類の記載方法等

7.1 F票①～④【受検者全員】

申込日を記入

R03 1級
①

1級技術検定受検申請書
1級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿
令和 3年 3月 17日
氏名 田中 賢司

検定区分	第一次検定
検定種目	建設機械施工管理
第二次検定 受検科目	トラクター系建設機械操作施工法
	ショベル系建設機械操作施工法
	モーターグレーダー操作施工法
	純正面積建設機械操作施工法
	舗装用建設機械操作施工法
	基礎工事用建設機械操作施工法
	建設機械施工法
	施工管理法
	建設機械組合せ施工法
	受検希望地
受検者区分	一般受検者 > 級合格者 > 再受検者

受検資格に直接関係ある学歴および資格については、卒業証明書および合格証明書(写)を必ず貼付してください。

F票

履歴票

※受検番号

フリガナ	タナカケンジ	昭和 60年 10月 5日生	本籍 神奈川
氏名	田中 賢司	平成 (満 35年 5ヶ月)	
アリガナ	カナガワケンジ ○○シ △△クロマチ		
現住所	神奈川県 ○○市△△△区□□町1-2		
勤務先	(都・県まで記入) (株)甲建設 土木部工事2課	(都) 03-XXXX-XXXX	
勤務先所在地	東京	03-XXXX-XXXX	
受検資格に直接関係ある最終学歴及びその一つ前の学歴	東京都立港工業高等学校	機械科	13年 4月 ~ 16年 3月 (卒業) (3年 0ヶ月)
	港区立東京タワー中学校		10年 4月 ~ 13年 3月 (卒業) (3年 0ヶ月)
受検資格に直接関係ある試験・免許	2級建設機械施工技術検定 26年 12月 6日 第2種 M1400000000 号		
受検種目にに関する実務経験年数	10年 10ヶ月 (うち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数) 2年 0ヶ月 (うち兼任の主任技術者、実務経験年数) 1年 0ヶ月		
備考	前回の受検年度 平成 令和	年度 左記の受検番号 ()	

② ③ ④

(1) 票①の記載

※1 40頁の「8.2(1)」の一覧から、希望する第一次検定の試験地を記入してください。

(注) 受検者数により希望する試験地とならない場合や、試験会場の都合で試験地が変更となる場合があります。

(2) 票②の記載

- 勤務先は、現在所属している部署の部課名まで記入してください。
- 自営の方で、現住所と同じ場合は、「現住所に同じ(自営)」と記入してください。
- 申込の時点で所属先がない場合は、「所属先なし」と記入してください。

(3) 票③の記載 (※5は一般受検者のみ、※6は再受検者のみ記入してください。)

※3 最終学歴と一つ前の学歴を記入してください。
ただし、最終学歴が中学校卒となる方は、最終学歴のみの記入してください。

(注) 最終学歴が高校以上(専門学校を含む)の方は、最終学歴となる学校の卒業証明書が必要となります。
(18頁の「6. 提出書類(注6)(注7)を確認してください。」)

- ※4 ②級建設機械施工または2級建設機械施工管理第二次検定の合格者は、必ず記入してください。
③受検資格の区分(ハ)の受検者で、上記以外の土木施工管理などの資格で主任技術者としての実務経験を受検資格とする方は、その資格について記入してください。

(注) 記載した資格の合格証明書等の写しを、必ず提出してください。

受検種目に関する実務経験年数欄

F票④で記載する実務経験証明書の作成日までの実務経験年数の合計か、令和3年6月19日までの見込みの実務経験年数を加えた合計のいずれかを記入してください。

うち指導監督的実務経験年数欄 【受検資格の区分(イ)、(ロ)、(ニ)の者が記入】

1年以上の実務経験年数について、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑦」を参照し、適切に記載してください。

うち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数欄 【受検資格の区分(ニ)の者が記入】

2年以上の実務経験について、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑨」を参照し、適切に記載してください。

うち専任の主任技術者実務経験年数 【受検資格の区分(ハ)の者が記入】

1年以上の実務経験年数について、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑧」を参照し、適切に記載してください。

※5 一般受検者のみ記入してください

○備考欄(再受検者のみ記入)

再受検者は、平成30年度以降に一般受検者として受検した時の受検年度とそのときの受検番号を記入してください。受検票等を紛失された方は、3頁の「2. 受検者の区分」の再受検者資格の確認手続きを参照してください。

○票④の記載については、次頁をご覧ください。

(2級合格要件の者および再受検者は、票④および裏面のG票の記入は不要です。)

④ 一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿
令和 3年 3月 17日

受検者	氏名 田中 賢司	生年月日 昭和 60年 10月 5日	証明者との関係 社員	
申請者	本籍 神奈川	現住所 神奈川県 ○○市△△△区□□町1-2		
建設機械施工に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名) 在職期間中の受検種目にに関する実務経験内容 在職期間中の受検種目にに関する実務経験	
	下田土木(株)	神奈川県○○市△△△区2-2	工事部工務課 下水道工事 ショベル施工 監督補助 H22・4 ~ H25・3 (3・0)	
	(株)甲建設	東京都○○区△△△3-5-8	土木部工事1課 河川工事 ブルドーザ施工 工事管理補助 H25・4 ~ H29・3 (4・0)	
	同上	同上	土木部工事2課 道路工事 ショベル施工 品質管理係 H29・4 ~ R3・3 (2・8)	
	同上	同上	同上 同上 工事主任 H29・4 ~ R3・3 (0・6)	
	同上	同上	同上 同上 ローラ施工 現場代理人 H29・4 ~ R3・3 (0・8)	
				~ ~ ~ ()
				~ ~ ~ ()
				~ ~ ~ ()
				~ ~ ~ ()
				~ ~ ~ ()
				~ ~ ~ ()
				~ ~ ~ ()
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。	H22・4 ~ R3・3 (10・10)		
以下は、書類作成日から令和3年6月19日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合に記入してください。				
勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名) 在職期間中の受検種目にに関する実務経験内容 在職期間中の受検種目にに関する実務経験		
No.13			工事種別 工事内容 従事した立場 年月～年月(年月)	

(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。
(注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。
※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。

(4) 票④の記載（一般受検者のみ記入）

（2級合格要件の者および再受検者は、27頁のH票の記入要領まで進んでください。）

※7 証明者の記入欄

- 証明者は、受検者が現在勤務する会社の代表者となります。それ以前に勤務していた会社での実務経験についても、現在の勤務先の証明者によるものとします。
- 申込の時点で会社に所属していない方については、直前に勤務していた所属先で証明いただくことを原則としますが、その証明を受けることが困難な方については、ご自身を証明者とすることができます。
- 自営の方については、ご自身を証明者としてください。
- ご自分が証明者となる場合は、会社名の欄へ「自営」または「所属なし」と記入してください。

【重要】

- *実務経験証明書は受検者本人が記載し、証明者はその内容について誤りがないことを証明するものです。
- *この実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合がありますので、十分に注意してください。
- *実務経験証明書は、提出書類の票⑯「1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト」により、F票およびG票の各記載事項が適切に記載されていることを確認したうえで署名してください。
- *票⑯のチェックリストは、実務経験証明書とともに提出してください。

※8 証明書作成日までの実務経験を記載する欄

①勤務先名、勤務先所在地

受検資格に必要な実務経験年数に係る勤務先が複数ある場合は、過去から現在までの順に経年どおり記入してください。

②所属(部課名)

所属は、部課名まで記入してください。勤務先が同じでも所属が変わった場合は、行を変えてそれぞれの部署における実務経験を記入してください。

③工事種別

河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事等、従事した工事の種別を記入してください。

④工事内容

建設機械施工の実務経験について、使用した建設機械の種別がわかるように工事内容を簡潔に記入してください。
実務経験の期間は、15頁からの「5. 実務経験、(2)」を参照のうえ、建設機械の種別ごとに実務経験年数を整理し、それぞれ行を変えて記入してください。

⑤従事した立場

従事した建設機械施工における受検者の立場(役職、役割等)を記入してください。実務経験とできる業務と立場については、11頁からの「5. 実務経験、(1)」を参照してください。

⑥在職期間中の受検種目に関する実務経験

所属欄の部署における在職期間を記入し、()内へは、在職期間中における建設機械施工に係る従事期間の合計年月を記入してください。

在職期間内に建設機械施工以外の業務に従事した場合は、15頁からの「5. 実務経験、(2)」を参考に、その期間を除いた建設機械施工に係る従事期間だけを()内に記入してください。

⑦合計欄

上記までの在職期間と、()内の建設機械施工に係る従事期間の合計を記入してください。
ここまで実務経験年数で受検資格を満たす方は、次の※9の欄には記入しないでください。

(注) 記入欄が不足する場合は本紙をコピーして、No欄を「12-2、12-3…」のように訂正して、受検資格として必要な実務経験年数をすべて記入し、それぞれの用紙に受検者および証明者の氏名を記入し提出してください。

※9 証明書作成日以降の実務経験(見込みの月数)を記載する欄

上記の※8で実務経験年数が受検資格を満たす方は、この欄には記入しないでください。

受検資格の実務経験は、第一次検定試験の前日となる令和3年6月19日までに予定する実務経験を、見込みの実務経験として受検申請できます。上記※8を参考に、見込みの月数について記入してください。

(注) 見込みの実務経験に変更が生じた場合は、速やかに修正申告し、実務経験が受検資格を満たさない場合は受検を取りやめ、受検の取り消し手続きを必ず行ってください。
修正申告および受検の取り消しをせずに受検した場合、建設業法に基づく処分が行われる場合がありますので、十分に注意してください。

1級技術検定実務経験証明書																																																																																																																																																																																			
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。																																																																																																																																																																																			
<p>④ 一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和 3 年 3 月 17 日</p> <table border="1"> <tr> <td>受 検 申 請 者</td> <td>氏 名</td> <td>田 中 賢 司</td> <td>生年月日</td> <td>60年 10 月 5 日</td> <td>証明者との関係</td> <td>社員</td> <td>第一次検定</td> <td>○</td> <td>第二次検定</td> </tr> <tr> <td>本 籍</td> <td>都道府県</td> <td>神奈川</td> <td>都道府県</td> <td>神奈川</td> <td>都道府県</td> <td>神奈川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械施工に係る実務経験</th> <th rowspan="2">勤務先名</th> <th rowspan="2">勤務先所在地</th> <th rowspan="2">所属(部課名)</th> <th colspan="3">在職期間中の受検種目に関する実務経験内容</th> <th colspan="3">在職期間中の受検種目に関する実務経験</th> </tr> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事内容</th> <th>従事した立場</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">下田土木(株)</td> <td rowspan="5">神奈川県〇〇市△△△区2-2</td> <td rowspan="5">工事部工務課</td> <td rowspan="5">下水道工事</td> <td rowspan="5">ショベル施工</td> <td rowspan="5">監督補助</td> <td rowspan="5">H22</td> <td rowspan="5">4</td> <td rowspan="5">～</td> <td rowspan="5">H25</td> <td rowspan="5">3 (3・0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(株)甲建設</td> <td rowspan="4">東京都〇〇区△△△3-5-8</td> <td rowspan="4">土木部工事1課</td> <td rowspan="4">河川工事</td> <td rowspan="4">ブルドーザ施工</td> <td rowspan="4">工事管理補助</td> <td rowspan="4">H25</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">～</td> <td rowspan="4">H29</td> <td rowspan="4">3 (4・0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">同上</td> <td rowspan="3">同上</td> <td rowspan="3">土木部工事2課</td> <td rowspan="3">道路工事</td> <td rowspan="3">ショベル施工</td> <td rowspan="3">品質管理係</td> <td rowspan="3">H29</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">～</td> <td rowspan="3">R3</td> <td rowspan="3">3 (2・8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">工事主任</td> <td rowspan="2">H29</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">～</td> <td rowspan="2">R3</td> <td rowspan="2">3 (0・6)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">ローラ施工</td> <td rowspan="2">現場代理人</td> <td rowspan="2">H29</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">～</td> <td rowspan="2">R3</td> <td rowspan="2">3 (0・8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>合 計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>H22 4 ～ R3 3 (10・10)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3…として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>										受 検 申 請 者	氏 名	田 中 賢 司	生年月日	60年 10 月 5 日	証明者との関係	社員	第一次検定	○	第二次検定	本 籍	都道府県	神奈川	都道府県	神奈川	都道府県	神奈川				下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。										<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械施工に係る実務経験</th> <th rowspan="2">勤務先名</th> <th rowspan="2">勤務先所在地</th> <th rowspan="2">所属(部課名)</th> <th colspan="3">在職期間中の受検種目に関する実務経験内容</th> <th colspan="3">在職期間中の受検種目に関する実務経験</th> </tr> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事内容</th> <th>従事した立場</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">下田土木(株)</td> <td rowspan="5">神奈川県〇〇市△△△区2-2</td> <td rowspan="5">工事部工務課</td> <td rowspan="5">下水道工事</td> <td rowspan="5">ショベル施工</td> <td rowspan="5">監督補助</td> <td rowspan="5">H22</td> <td rowspan="5">4</td> <td rowspan="5">～</td> <td rowspan="5">H25</td> <td rowspan="5">3 (3・0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(株)甲建設</td> <td rowspan="4">東京都〇〇区△△△3-5-8</td> <td rowspan="4">土木部工事1課</td> <td rowspan="4">河川工事</td> <td rowspan="4">ブルドーザ施工</td> <td rowspan="4">工事管理補助</td> <td rowspan="4">H25</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">～</td> <td rowspan="4">H29</td> <td rowspan="4">3 (4・0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">同上</td> <td rowspan="3">同上</td> <td rowspan="3">土木部工事2課</td> <td rowspan="3">道路工事</td> <td rowspan="3">ショベル施工</td> <td rowspan="3">品質管理係</td> <td rowspan="3">H29</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">～</td> <td rowspan="3">R3</td> <td rowspan="3">3 (2・8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">工事主任</td> <td rowspan="2">H29</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">～</td> <td rowspan="2">R3</td> <td rowspan="2">3 (0・6)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">ローラ施工</td> <td rowspan="2">現場代理人</td> <td rowspan="2">H29</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">～</td> <td rowspan="2">R3</td> <td rowspan="2">3 (0・8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>合 計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>H22 4 ～ R3 3 (10・10)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3…として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>										建設機械施工に係る実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験			工事種別	工事内容	従事した立場	年	月	年	月	1	下田土木(株)	神奈川県〇〇市△△△区2-2	工事部工務課	下水道工事	ショベル施工	監督補助	H22	4	～	H25	3 (3・0)				(株)甲建設	東京都〇〇区△△△3-5-8	土木部工事1課	河川工事	ブルドーザ施工	工事管理補助	H25	4	～	H29	3 (4・0)				3	同上	同上	土木部工事2課	道路工事	ショベル施工	品質管理係	H29	4	～	R3	3 (2・8)				4	同上	同上	同上	同上	工事主任	H29	4	～	R3	3 (0・6)				5	同上	同上	同上	同上	ローラ施工	現場代理人	H29	4	～	R3	3 (0・8)				<p>合 計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。</p>										<p>H22 4 ～ R3 3 (10・10)</p>										<p>(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。</p>										<p>※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3…として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。</p>									
受 検 申 請 者	氏 名	田 中 賢 司	生年月日	60年 10 月 5 日	証明者との関係	社員	第一次検定	○	第二次検定																																																																																																																																																																										
本 籍	都道府県	神奈川	都道府県	神奈川	都道府県	神奈川																																																																																																																																																																													
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械施工に係る実務経験</th> <th rowspan="2">勤務先名</th> <th rowspan="2">勤務先所在地</th> <th rowspan="2">所属(部課名)</th> <th colspan="3">在職期間中の受検種目に関する実務経験内容</th> <th colspan="3">在職期間中の受検種目に関する実務経験</th> </tr> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事内容</th> <th>従事した立場</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">下田土木(株)</td> <td rowspan="5">神奈川県〇〇市△△△区2-2</td> <td rowspan="5">工事部工務課</td> <td rowspan="5">下水道工事</td> <td rowspan="5">ショベル施工</td> <td rowspan="5">監督補助</td> <td rowspan="5">H22</td> <td rowspan="5">4</td> <td rowspan="5">～</td> <td rowspan="5">H25</td> <td rowspan="5">3 (3・0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(株)甲建設</td> <td rowspan="4">東京都〇〇区△△△3-5-8</td> <td rowspan="4">土木部工事1課</td> <td rowspan="4">河川工事</td> <td rowspan="4">ブルドーザ施工</td> <td rowspan="4">工事管理補助</td> <td rowspan="4">H25</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">～</td> <td rowspan="4">H29</td> <td rowspan="4">3 (4・0)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">同上</td> <td rowspan="3">同上</td> <td rowspan="3">土木部工事2課</td> <td rowspan="3">道路工事</td> <td rowspan="3">ショベル施工</td> <td rowspan="3">品質管理係</td> <td rowspan="3">H29</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">～</td> <td rowspan="3">R3</td> <td rowspan="3">3 (2・8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">工事主任</td> <td rowspan="2">H29</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">～</td> <td rowspan="2">R3</td> <td rowspan="2">3 (0・6)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">同上</td> <td rowspan="2">ローラ施工</td> <td rowspan="2">現場代理人</td> <td rowspan="2">H29</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">～</td> <td rowspan="2">R3</td> <td rowspan="2">3 (0・8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>合 計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>H22 4 ～ R3 3 (10・10)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3…として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>										建設機械施工に係る実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験			工事種別	工事内容	従事した立場	年	月	年	月	1	下田土木(株)	神奈川県〇〇市△△△区2-2	工事部工務課	下水道工事	ショベル施工	監督補助	H22	4	～	H25	3 (3・0)				(株)甲建設	東京都〇〇区△△△3-5-8	土木部工事1課	河川工事	ブルドーザ施工	工事管理補助	H25	4	～	H29	3 (4・0)				3	同上	同上	土木部工事2課	道路工事	ショベル施工	品質管理係	H29	4	～	R3													3 (2・8)				4	同上	同上	同上	同上	工事主任	H29	4	～	R3	3 (0・6)				5	同上	同上	同上	同上	ローラ施工	現場代理人	H29	4	～	R3	3 (0・8)				<p>合 計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。</p>										<p>H22 4 ～ R3 3 (10・10)</p>										<p>(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。</p>										<p>※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3…として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。</p>																																					
建設機械施工に係る実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験																																																																																																																																																																												
				工事種別	工事内容	従事した立場	年	月	年	月																																																																																																																																																																									
1	下田土木(株)	神奈川県〇〇市△△△区2-2	工事部工務課	下水道工事	ショベル施工	監督補助	H22	4	～	H25	3 (3・0)																																																																																																																																																																								
												(株)甲建設	東京都〇〇区△△△3-5-8	土木部工事1課	河川工事	ブルドーザ施工	工事管理補助	H25	4	～	H29	3 (4・0)																																																																																																																																																													
																							3	同上	同上	土木部工事2課	道路工事	ショベル施工	品質管理係	H29	4	～	R3	3 (2・8)																																																																																																																																																	
4	同上	同上	同上	同上	工事主任	H29	4	～	R3	3 (0・6)																																																																																																																																																																									
5	同上	同上	同上	同上	ローラ施工	現場代理人	H29	4	～	R3	3 (0・8)																																																																																																																																																																								
<p>合 計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。</p>																																																																																																																																																																																			
<p>H22 4 ～ R3 3 (10・10)</p>																																																																																																																																																																																			
<p>(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。</p>																																																																																																																																																																																			
<p>※実務経験欄がNo.12まで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3…として記入し、裏面の貼付欄に貼り付けてください。</p>																																																																																																																																																																																			

7.2 G票⑤【一般受検者】

(2級合格要件の者および再受検者は、27頁のH票の記入要領まで進んでください。)

受検資格の区分(イ)、(ロ)および(ニ)の方は指導監督的実務経験を、区分(ハ)の方は専任の主任技術者としての実務経験を記入してください。

それぞれの実務経験については、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑦、⑧」を参照してください。

資格区分(イ)または(ロ)の者が○で囲む	資格区分(ハ)の者が○で囲む	資格区分(ニ)の者が○で囲む
----------------------	----------------	----------------

R03 1級

⑤「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※受検資格の区分(ハ)の受検者は、工事契約書の写し、その工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類を提出してください。(手引38頁)

証明内容(右欄の受検資格区分のいずれか1つを○で囲むこと)	受検資格が(イ)または(ロ)	受検資格が(ハ)	受検資格が(ニ)
-------------------------------	----------------	----------	----------

④の実務経験のうち、上記○囲いした実務経験の内容(通常で1年以上の実務経験となること。)

勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等)	請負金額	実務経験の内容		実務経験年数																					
						年	月		年	月																			
1 建設機械施工に 関する実務経験	(株)甲建設	土木部工事2課 県道〇号舗装工事	△△県〇号事務所	R2.1～R2.6 (0・6)	60,000千円	道路工事	ショベル施工	工事主任 0年 6ヶ月																					
2	(株)甲建設	土木部工事2課 ○〇地先土工工事	□□建設(株)	R2.7～R3.2 (0・8)	80,000千円	道路工事	ローラー施工	現場代理人 0年 8ヶ月																					
3				(~)				年 ケ月																					
4				(~)				年 ケ月																					
5				(~)				年 ケ月																					
具体的な内容: あなたが担当した業務(施工管理、品質管理、安全管理等)を具体的に記入してください。																													
具体的な内容: 元請工事の工事主任として、路盤施工の工程管理、路盤材料の品質・出来形管理および作業員への安全施工に係る指導等の業務に従事。																													
具体的な内容: 口口建設(株)の一次下請の土工工事の現場代理人として、土砂の掘削・積込みおよび運搬作業の施工計画書作成と、その工程管理・出来形管理に従事。																													
具体的な内容:																													
合 計 書類作成日現在までとして、No.1～No.4の合計を右欄に記入してください。 ※この合計で実務経験年数が1年以上を満たす場合は、下表のNo.5には記入しないでください。																													
以下は、書類作成日から令和3年6月19日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が1年以上を満たす場合に記入してください。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤務先名</th> <th rowspan="2">所属(部課名)</th> <th rowspan="2">工事名</th> <th rowspan="2">発注者名</th> <th rowspan="2">従事期間(工事工期等)</th> <th rowspan="2">請負金額</th> <th colspan="2">実務経験の内容</th> <th rowspan="2">実務経験年数</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(~)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 ケ月</td> </tr> </tbody> </table>								勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等)	請負金額	実務経験の内容		実務経験年数	年	月	年	月	5				(~)				年 ケ月
勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等)	請負金額	実務経験の内容								実務経験年数															
						年	月	年	月																				
5				(~)				年 ケ月																					
(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検資格が取り消される場合があります。 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。																													

※1 証明書作成日までの実務経験を記載する欄

この証明書の作成日までの「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」について記入してください。

①勤務先名、所属(部課名)

F票④に記載の実務経験から該当の工事を選び、その勤務先名と所属(部課名)を記入してください。

②工事名

発注者(③を参照)との工事契約書に記載された工事名(契約件名)を記入してください。

③発注者名

当該実務経験とする工事を、受検者が所属する会社に直接発注した者が発注者です。下請負工事の場合、その下請負工事を発注した元請等の建設業者が発注者となります。

④従事期間(工事工期等)

F票④に記載の実務経験のうち、「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」に該当する工事に従事した期間と年月を記入してください。

⑤請負金額 (14 頁の「⑧および⑨に係る用語の説明、(注1)」を参照)

受検者が所属する会社が発注者(③を参照)から直接請け負った工事の請負代金額(税込み)をいいます。工事契約書に記載された金額を記入してください。

⑥工事種別、工事内容、地位・職名

F票④に記載した工事種別、工事内容、従事した立場を、それぞれの欄に記入してください。区分(ハ)の方は、「地位・職名」の欄が「主任技術者」である必要があります。

⑦具体的内容

《区分(イ)、(ロ)および(ニ)の方》

記載例を参考に、指導監督的実務経験の内容として、施工の管理(施工計画書作成、工程管理、品質管理、出来形管理、出来高管理、安全管理、環境保全対策等)や、部下または下請負者に対して行った技術的指導の内容について、具体的に記入してください。

《区分(ハ)の方》

下記を参考に、専任の主任技術者として従事した建設機械施工の内容を具体的に記入してください。

(例) 主機をバックホウ、主作業を掘削・盛土とする工事で、専任の主任技術者として従事した。

⑧実務経験年数

上記④の工事での建設機械施工に係る実務経験年数を記入してください。(F票④で記載した該当工事における実務経験と同じ年月になります。)

⑨合計欄

本票に記載した実務経験年月の合計を記入してください。

ここまで実務経験年数が1年以上で受検資格を満たす方は、次の※2の欄には記入しないでください。

※2 証明書作成日以降の実務経験(見込みの月数)を記載する欄

上記の「※1」で実務経験年数が受検資格を満たす方は、この欄には記入しないでください。

受検資格の実務経験は、第一次検定試験の前日となる令和3年6月19日までに予定する実務経験を、見込みの実務経験として受検申請できます。上記「※1」を参考に、見込みの月数について記入してください。

(注) 見込みの実務経験に変更が生じた場合は、速やかに修正申告し、実務経験が受検資格を満たさない場合は受検を取りやめ、受検の取り消し手続きを必ず行ってください。

修正申告および受検の取り消しをせずに受検した場合、建設業法に基づく処分が行われる場合がありますので、十分に注意してください。

◎ 票⑤と一緒に提出する書類【資格区分(ハ)の受検者】

資格区分(ハ)の受検者は、当該工事で専任の主任技術者として従事した事実が確認できる工事契約書等の写しを提出してください。当該工事は、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑧」に記載する要件を満たす必要があります。

7.3 G票⑥【資格区分(二)の一般受検者】(票⑤と合わせて記入)

(2級合格者を要件とする者および再受検者は、27頁のH票の記入要領まで進んでください。)

受検資格の区分(二)の方は、票⑤と合わせて記入してください。

この票の実務経験は、受検者が所属する会社が元請負者となって、発注者から直接工事を請け負った工事で、かつ専任の監理技術者の配置が義務付けられた請負代金額が一定額以上の工事である必要があります。詳細は、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑨」を参照してください。

⑥「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書

※受検資格の区分(二)の受検者が記入する。このほか、工事契約書の写し、指導を受けた監理技術者の監理技術者資格証を提出してください。(手引38頁)												
④の実務経験のうち、専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験の内容(⑤の指導監督の実務経験を除く)												
建設機械施工に 関する実務経験	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者	実務経験年数		
	年	月	年	月	年	月	年	月	氏名	資格者証番号	年	ヶ月
具体的な内容：あなたが担当した業務(施工管理、品質管理、安全管理等)を具体的に記入してください。												
1	(株)甲建設	土木部工事2課	県道口号改良工事	国土交通省	H29. 9～R1. 12 (2 ~ 4)	200,000円	道路工事	ショベル施工	田中 駿司	△△△	2年	4ヶ月
2					・ ~ ・ (- -)						年	ヶ月
3					・ ~ ・ (- -)						年	ヶ月
4					・ ~ ・ (- -)						年	ヶ月
合 計 書類作成日現在までとして、No.1～No.4の合計を右欄に記入してください。 ※この合計で実務経験年数が2年以上を満たす場合は、下表のNo.5には記入しないでください。												
以下は、書類作成日から令和3年6月19日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が2年以上を満たす場合に記入してください。												
実務経験	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者	実務経験年数		
	年	月	年	月	年	月	年	月	氏名	資格者証番号	年	ヶ月
5											年	ヶ月

(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検資格が取り消される場合があります。
(注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。

※1

証明書作成日までの実務経験を記載する欄

この証明書の作成日までの「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について記入してください。

①勤務先名、所属(部課名)

F票④に記載の実務経験から該当の工事を選び、その勤務先名と所属(部課名)を記入してください。

②工事名

発注者(③を参照)との工事契約書に記載された工事名(契約件名)を記入してください。

③発注者名 注)票⑤とは発注者の定義が異なります。

国、地方自治体、鉄道事業者、有料道路事業者、電気事業者等のほか、民間の発注工事も含まれますが、これらの者から直接請け負った工事が対象です。(建設業者からの下請工事は対象となりません。)

④従事期間(工事工期等)

F票④に記載の実務経験のうち、「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」に該当する工事に従事した期間と年月を記入してください。

⑤請負金額 (14 頁の「⑧および⑨に係る用語の説明、(注3)を参照)

受検者が所属する会社が発注者(③を参照)から直接請け負った工事の請負代金額(税込み)をいいます。工事契約書に記載された金額を記入してください。

⑥工事種別、工事内容

F票④に記載した工事種別、工事内容を、それぞれの欄に記入してください。

⑦専任の監理技術者の氏名、資格者証番号

指導を受けた監理技術者の氏名と、その監理技術者の監理技術者資格者証に記載された資格者証番号を記入してください。

⑧実務経験年数

上記④の工事において、専任の監理技術者の指導のもとでの建設機械施工に係る実務経験年数を記入してください。(F票④で記載した該当工事における実務経験と同じ年月になります。)

⑨合計欄

本票に記載した実務経験年月の合計を記入してください。

ここまで実務経験年数が2年以上で受検資格を満たす方は、次の※2の欄には記入しないでください。

※2

証明書作成日以降の実務経験(見込みの月数)を記載する欄

上記の※1で実務経験年数が受検資格を満たす方は、この欄には記入しないでください。

受検資格の実務経験は、第一次検定試験の前日となる令和3年6月19日までに予定する実務経験を、見込みの実務経験として受検申請できます。上記※1を参考に、見込みの月数について記入してください。

(注) 見込みの実務経験に変更が生じた場合は、速やかに修正申告し、実務経験が受検資格を満たさない場合は受検を取りやめ、受検の取り消し手続きを必ず行ってください。

修正申告および受検の取り消しをせずに受検した場合、建設業法に基づく処分が行われる場合がありますので、十分に注意してください。

○ 票⑥と一緒に提出する書類

資格区分(二)の受検者は、当該工事の工事契約書の写しとともに、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写しを提出してください。

当該工事は、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑨」に記載する要件を満たす必要があります。

7.4 H票⑦【受検者全員】

1級合格証明書交付申請書(票⑦)

本申請書は、第一次検定に合格した者が国土交通大臣あてに提出するものですが、証明書交付の手続きを確実に行うため、あらかじめ記入し提出いただくものです。

下記の記載例を参照し、氏名、本籍、現住所、生年月日を正確に記入してください。

第一次検定に合格された方へは、合格通知書とともに、下記の内容を印刷した合格証明書交付申請書が送付されますので、内容を確認のうえ、収入印紙貼付欄に収入印紙を貼付し、合格通知書に記載の送付先まで簡易書留郵便で送付してください。

日付は記入不要です

R03 1級

H票

⑦ 1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級の第一次検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
令和 年 月 日	
国土交通省 地方整備局長 殿 北海道開発局長 殿 内閣府 沖縄総合事務局長	
フリガナ タナカケンジ 氏名 田中賢司	
本籍	神奈川 都・道・府・県
現住所	(〒〇〇〇-XXXX) (TEL 045-XXXX-XXXX) 神奈川 都・道・府・県 ○○市△△区□□町1-2
生年月日	(昭和 年 月 日生) 平成 60年 10月 5日生
技術検定の種目	建設機械施工管理

⑧ 1級技術検定合格証明書交付申請書

1級の第二次検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 年 月 日	
国土交通省 地方整備局長 殿 北海道開発局長 殿 内閣府 沖縄総合事務局長	
フリガナ 氏名	
本籍	都・道・府・県
現住所	(〒 -) 都・道・府・県
生年月日	昭和 年 月 日生 平成 年 月 日生
技術検定の種目	建設機械施工管理

⑨ 1級技術検定全部免除申請書

1級の技術検定下記試験の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和 年 月 日	
フリガナ 氏名	
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生
年令	満 年 月
※免除番号	受検種目 建設機械施工管理
試験を受ける資格 に直接関係のある 試験、検定、免許	免除を受けようとする試験 第一次検定試験 第二次検定試験 試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日 備考(受検番号) 1級建設機械施工技術検定学科試験 令和 年 月 日 号 年 月 日

(注)※印の欄は記入しないこと。

⑩ 1級技術検定一部免除申請書

1級の技術検定下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和 年 月 日	
フリガナ 氏名	
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生
年令	満 年 月
※免除番号	現住所 受検種目 建設機械施工管理
免除を受けようとする検定科目	検定区分 第二次検定 () 操作施工法 2級建設機械施工技術検定 (第 种) (昭和・平成・令和) 年 月 日 号 2級建設機械施工管理第二次検定 2級建設機械施工技術検定 (第 种) (昭和・平成・令和) 年 月 日 号 2級建設機械施工管理第二次検定

(注)※印の欄は記入しないこと。

7.5 | 票⑪【一般受検者】

(2級合格要件の者および再受検者は、33頁のJ票の記入要領まで進んでください。)

⑪ 03 1級

第一次検定のみ(一般受検者)

コンピュータ入力票

■は全箇所必ず記入または該当番号に○を付けること
誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

1級建設機械施工管理(第一次検定のみ)受検申込書

記載の検定を受検したいので下記のとおり申し込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿	令和 3 年 0 3 月 1 7 日	※この欄は記入しないでください 整理番号
氏名 (氏) 田中 賢司	性別 男 1 女 2	生年昭和 1 2 6 0 年 1 0 月 0 5 日
フリガナ	本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX	
通称名	TEL 090 - 0000 - xxxx FAX. 03 - 0000 - xxxx	
本籍地	01 北海道 02 青森県 03 岩手県 04 秋田県 05 山形県 06 福島県 07 新潟県 08 富山県 09 石川県 10 福井県 11 京都府 12 滋賀県 13 三重県 14 静岡県 15 静岡県 16 長野県 17 那須知事管 18 長野県 19 長野県 20 長野県 21 長野県 22 長野県 23 長野県 24 長野県 25 長野県 26 大阪府 27 兵庫県 28 奈良県 29 三重県 30 鳥取県 31 島根県 32 中国 33 鳥取県 34 島根県 35 徳島県 36 香川県 37 高知県 38 香川県 39 高知県 40 香川県 41 高知県 42 香川県 43 香川県 44 香川県 45 香川県 46 香川県 47 沖縄県 48 (国籍を記入)	
郵便物送付先住所、現在の勤務先	〒〇〇〇-××× 東京(都)道〇〇区△△△3-5-8	
勤務先と同じ場合は「□」に○を 付け、郵便物送付先欄のみ記入	勤務先と同じ住所 (株) 甲建設土木部 工事2課内 TEL 03 - 0000 - xxxx	
所在地	都・道・府・県	
現在の勤務先	会社名	
業種	01. 中央官庁(出先機関を含む) 05. 建設業(建築工事業) 09. 建設業(舗装工事業) 13. 建設コンサルタント 02. 地方公共団体 06. 建設業(及び土工工事業) 10. 建設業(電気通信工事業) 14. その他 03. 公團・公社・独立行政法人等 07. 建設業(電気工事業) 11. 建設業(造園工事業) 04. 建設業(土木工事業) 08. 建設業(管工事業) 12. 建設業(その他の工事業)	
学校	1. 大学 2. 短大、高等専門学校(5年制) 3. 高等学校 4. 中学校 5. 専門学校(高度専門士) 6. 専門学校(専門士) 7. 専門学校(5、6以外) 8. その他 ()	
最終学歴	(東京都立港工業高等) 学校 () 学部 (機械) 学科 01 卒業・修了 昭和 平成 令和 1 6 年 0 3 月 1 2 修業年数 3 年 0 0 月 ※別冊「指定学科・専修学校等一覧」より、コード番号を記入	
希望する第一次検定の受検地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 北 浪 東 新 名 大 広 高 福 那 広 島 津 京 潤 古 岡 須 松 岡 須		
受検資格の区分に応じて、該当する欄をすべて記入すること 区分(イ) 実務経験年数 ①(左記の実務経験のうちの下記実務経験年数) 0 1 年 1 月 指導監督の実務経験年数 0 1 年 0 月 区分(ロ) 年 月 指導監督の実務経験年数 年 月 区分(ハ) 年 月 専任の主任技術者の実務経験年数 年 月 区分(ニ) 年 月 指導監督の実務経験年数 年 月 ※区分(ニ)は、専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 年 月		
2級合格年月 昭和 平成 令和 年 月 1 2 3 左記①の経験時期(区分(ロ)、(ハ)、(ニ)の者)※ 昭和 1 年 月 平成 1 年 月 平成 2 年 月 令和 2 年 月 令和 3 年 月		
受検者氏名 田中 賢司 (注) この申込事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。		

I票

「一般受検者」用

着色部 ■ の欄は、すべて記入または該当番号に○を付けてください。誤って記入した場合は、記入箇所に二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

※1 ①申込日

書類作成日(F票の申込日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目の数字欄に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です。)

②氏名、本籍地等

氏名は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。
フリガナは、印字文字数に制限があるため、氏名とともに10文字以内の計20文字までとし、これを超える場合は、イニシャル等により短縮して記入してください。
「本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX」欄へは、受検者本人と確実に連絡がとれる電話・FAX番号を記入してください。申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。
本籍地は、住民票の記載に合わせ該当する番号に○を付けてください。外国籍の方は、「48」に○を付け、国籍を下欄に記入してください。

※2 ③郵便物送付先住所、現在の勤務先

郵便物送付先住所は、受検票や合否通知等を郵送する先の住所です。郵便物を確実に受け取ることができます。住所を記入してください。

送付先を自宅とする場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入し、現在の勤務先欄に所属先の所在地、会社名と部署名を記入してください。勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)とし、会社名の後に「内」を付けてください。

送付先を勤務先とする場合は、左記の記載例のように、住所欄に会社名と所属部署まで記載し、「勤務先と同じ住所」の「1」に○を付けることで、「現在の勤務先」の所在地と会社名を省略することができます。

④業種

業種欄は、業種一覧の該当する番号に○を付け、右端の枠内にその番号を記入してください。なお、「14. その他」の場合は、()内へ、業種(無職を含む。)についてできるだけ具体的に記入をしてください。

※3 ⑤最終学歴(学校欄)

学校一覧の該当する番号に○を付け、右端の枠内にその番号を記入してください。

国外における学歴については、13頁の「5. 実務経験」の⑥による国土交通大臣の認定を受けた学歴に相当する学校としてください。

学歴を「8. その他」とした場合は、()内へ、卒業または修了証明書に記載された学校名を正確に記入してください。

⑥最終学歴(学科欄)

中学校卒業以外の方は、提出する卒業または修了証明書に記載された学校名、学部名、学科名を正確に記入してください。また、この手引の別冊の「指定学科・専修学校等一覧」で、該当する学科コードを確認し、そのコード番号を右端の枠内に記入してください。

中学校卒業の方は、学校名のみ記入し、学部および学科名は記入する必要はありません。

⑦最終学歴(卒業・修了年月欄)

年号および卒業・修了の別について、該当する番号に○付け、修業年数も必ず記入してください。

⑧最終学歴の一つ前の学歴

⑤で、最終学歴を「8. その他」とした方は、その最終学歴の一つ前の学歴として、その学校番号および学科コード番号を記入してください。なお、一つ前の学歴が中学校卒業の場合は、学科コード番号の記入は必要ありません。

※4 ⑨希望する受検地

F票①に記載した希望の受検地について、第一次検定の受検地の該当番号に○を付けてください。

※5 次頁をご覧ください。

7.6 J票⑫【2級合格要件の者および再受検者】

(一般受検者は、裏面のI票(記載要領は前項)に記入してください。)

本J票は、次のいずれかの方が、「第一次検定のみ」を受検する場合の申込書です。

- ・2級合格者としての受検資格要件で受検する方
- ・平成30年度以降に、実務経験証明書等の必要書類のすべてを提出して「学科試験・実地試験」を受検した方

⑫ 03 1級

第一次検定のみ

(2級合格者を要件とする者、再受検者)

コンピュータ入力票

■は全箇所必ず記入または該当番号に○を付けること
誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

1級建設機械施工管理(第一次検定のみ)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申し込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和3年03月17日 整理番号

フリガナ タナカ ケンシ 氏名 田中 賢司

通称名 通称名

性別 男 生年月日 昭和12年6月10月05日 (ID) 本籍地番号 (下欄より、該当する番号を記入)

本籍地道県 01 北海道 02 青森県 03 岩手県 04 宮城県 05 福島県 06 茨城県 07 栃木県 08 群馬県 09 埼玉県 10 千葉県 11 東京都 12 神奈川県 13 新潟県 14 富山県 15 石川県 16 福井県 17 山梨県 18 長野県 19 鹿児島県 20 沖縄県 21 静岡県 22 愛知県 23 三重県 24 滋賀県 25 大阪府 26 兵庫府 27 神戸市 28 神奈川市 29 仙台市 30 札幌市 31 札幌市 32 札幌市 33 札幌市 34 札幌市 35 札幌市 36 札幌市 37 札幌市 38 札幌市 39 札幌市 40 札幌市 41 札幌市 42 札幌市 43 札幌市 44 札幌市 45 札幌市 46 札幌市 47 札幌市 (48) 外国籍

郵便物送付先住所 東京都千代田区△△△3-5-8 (株)甲建設 土木部工事課内 TEL 03-XXXX-XXXX

希望する第一次検定の受検地 札幌市東新名古屋町松島地区 (3) 札幌市東新名古屋町松島地区

本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX TEL 090-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

受検者の区分 第一次検定のみ(2級合格)受検者 1 再受検者 2

○区分に応じて右欄へ記入してください。

○前回の受検票または不合格通知の宛名面影をコピーし、必ず同封してください。

受検者氏名 田中 賢司 (注) この申込事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。

着色部 ■ の欄は、すべて記入または該当番号に○を付けてください。誤って記入した場合は、記入箇所に二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

※1 ①申込日

書類作成日(F票の申込日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目の数字欄に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です。)

②氏名、本籍地等

氏名は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。

フリガナは、印字文字数に制限があるため、氏名とともに10文字以内の計20文字までとし、これを超える場合は、イニシャル等により短縮して記入してください。

前回受検から氏名、本籍に変更がある方は、右欄に前回受検時の氏名、本籍を記入するとともに、変更の事実が確認できる戸籍抄本の写し等を提出してください。

※2 ③郵便物送付先住所

郵便物送付先住所は、受検票や合否通知等を郵送する先の住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)とし、会社名の後に「内」を付けてください。

※3 ④希望する第一次検定の受検地

F票①に記載した希望の受検地について、第一次検定の受検地の該当番号に○を付けてください。

※4 ⑤本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX

申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。
受検者本人と確実に連絡がとれる電話番号、FAX番号を記入してください。

※5 ⑥受検者の区分

3頁の「2. 受検者の区分」により、第一次検定(2級合格)受検者は「1」に、再受検者は「2」に○を付けてください。

※6 ⑦2級合格年度、2級技術検定合格証明書番号

第一次検定のみ(2級合格)受検者は、手持ちの合格証明書に従って、合格年度と証明書番号を記入してください。

※7 ⑧前回の受検年度、前回の受検番号

再受検者は、平成30年度以降に一般受検者として受検したときの受検年度と、受検番号を記入してください。

再受検者となるためには、前回受検時の受検票か不合格通知の写しが必要です。前回の受検票等を紛失し、受検番号等が不明で、4頁の「再受検者資格の確認手続き」を受けた方は、受検番号欄の横に「定額小為替同封」と記入のうえ、J票とともに、「定額小為替500円」を、忘れずに同封してください。

(注) 前回の受検票等を紛失した方は、4頁の「再受検者資格の確認手続き」により、再受検者としての資格の確認を受けて申し込むか、必要書類をすべて準備のうえ「一般受検者」として、I票により申込を行ってください。

7.7 票⑬(郵便振替払込受付証明書貼付欄)【受検者全員】

※1 ①郵便振替払込受付証明書の貼付

郵便局の窓口で第一次検定の受検手数料(14,700円)を払い込んだ際に受け取る「郵便振替払込受付証明書(原本)」を、貼付欄へ貼付してください。

貼り付ける際は、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。

②払込人住所氏名欄への記載

受検者本人の氏名を必ず記入してください。

所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所・氏名とともに、受検者本人の氏名を()書きで記入するようにしてください。

(注) 受検手数料の払込については、5頁を参照してください。

ATMで払い込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。また、明細票はコピーを必ずとり保管するようにしてください。

F票①で記入した第一次検定の希望受検地と、受検者の氏名を記入してください。

R03 ⑬

受検番号	*
郵便振替払込受付証明書 (払込人→郵便局→払込人)	
00170-5-71122	
加入者名	一般社団法人 日本建設機械施工協会
記載事項を記入する場合は、その箇所に打正印を押してください。	金額 ※ 14700
払込人住所 氏名	神奈川県○○市△△△区□□町1-2 田中 賢司 045-○○○-×××
貼付用書類	受付局日付印 芝公園 3.3.17 (私製承認 東京府金事務センター第1069号)

R03 ⑭

第一次検定希望受検地	東京
氏名	田中 賢司
1級	第二次検定(実技) 受検科目
条件	パスポート用 カラー証明写真
令和3年度技術検定写真票	
氏名	タナカ ケンジ 田中 賢司 (通称名:)
受検番号	※
※必ず受検者本人が手書きで、二宮右へ下さい。	
※必ず撮影した明るさやコントラストが適切なカラー証明写真	
① 幅4.5cm×縦3.5cmのパスポート申請用のもの	
② 6ヶ月以内に撮影した、カラー、チチなしのもの	
③ 無背景、無帽、正面を向いたもの(被写体肩から上)	
④ 自前のカメラで撮影したものは使用できません。	
⑤ 写真的裏に、氏名、受検する級、希望する第一次検定の受検地を記入してください。	
⑥ 写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。 (セロハンテープは使用不可)	
※ 合格証明書の写真は、写真裏の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます。(受検できない場合もあります。)	
詳しくは「受検の手引」36頁で確認してください。	
(注)この大きさ以外は無効。	
※印は記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。	
撮影日は、必ず記入してください。	

7.8 票⑭、⑮(写真票および裏面)【受検者全員】

受検者本人による直筆の署名としてください。

※2

貼付する写真は、写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明な、次の①～③の証明写真としてください。

(注) 提出いただく写真は、合格証明書の写真として転写します。不適切な場合は再提出していただきます。また、受検時のご本人と写真に乖離があると、受検できない場合もありますので注意してください。

①サイズは、縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの

②申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、チチなしのもの

③無背景、無帽、正面を向いたもの(被写体肩から上を撮影したもの)

【以下の写真は使用できません。】

- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
- ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
- ・背景(壁、窓、カーテン、風景等)があるものや、衣服と同じ背景色のもの
- ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
- ・メガネのレンズに照明等が反射しているもの
- ・サングラスや色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
- ・写真の人物の頭頂部から頸までの長さが3cm以下のもの

◎貼付時の注意事項

*写真の裏面へ、氏名、受検する級、希望受検地を記入してください。

*申込書類の写真票の写真貼付欄へ、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。

(セロハンテープ等では貼り付けないでください。)

*貼り付ける際は、写真に傷や汚れがつかないように注意してください。

R03 ⑮

フリガナ	タナカ ケンジ
氏名	田中 賢司
フリガナ	
通称名	
本籍	神奈川 都・道府・県
生年月日 (年令)	昭和 60年 10月 5日生(満 35歳)
現住所	〒〇〇〇-xxxx 神奈川 都・道府・県 〇〇市△△△区□□町1-2 Tel. 045-〇〇〇〇-xxxx
勤務先名	(株)甲建設
勤務先所在地	〒〇〇〇-xxxx 東京 都・道府・県 〇〇区△△△3-5-8 Tel. 03-〇〇〇〇-xxxx

票⑮(写真票⑭裏面)
氏名、本籍、生年月日、現住所等を正確に楷書で記入してください。

7.9 票⑯(1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト)

受検者および確認者は、添付の票⑯により、実務経験証明に係る票④、票⑤および票⑥(受検区分(二)の者)について記載事項に誤りがないことを確認し、誤りがなければ該当する事項の確認欄の□に「レ」印をつけて、他の申請書類とともに提出してください。

確認者は、原則として実務経験証明書の証明者としますが、証明者から委任を受けた代理人とすることができます。確認者の名前と所属および連絡先を忘れずに記入してください。

実務経験の記載事項に虚偽の記載がある場合は、受検者のほか証明者も建設業法による処分を受ける場合がありますので注意してください。(50頁「[15. 不正行為に対する措置](#)」を参照)

R03 ⑯ 1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト

* 受検者は該当項目を確認後に、確認者 ^(注) はその事実を確認後に「レ」印を付けること。

^(注) 確認者は、原則として実務経験証明書の証明者(会社の代表者)です。

証明者の委任を受けた代理人が確認者となる場合は、代理人の氏名・所属・連絡先を記入してください。

実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合、確認者に連絡し確認する場合があります。

確認事項	確認欄
受検者 確認者	<input checked="" type="checkbox"/>
1. 実務経験は、建設工事における建設機械施工に関するものである。	<input checked="" type="checkbox"/>
① 建設工事は、建設業法第2条で定められた29の工事のいずれかであること ^{※1} (手引11頁「建設業法別表第一」参照) ② 建設工事のうち、建設機械 ^{※2} を使用し施工する工事に関する実務経験であること	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
2. 実務経験は、次の①～③のいずれかである。	<input checked="" type="checkbox"/>
① 工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理 ^{※3} 、指導若しくは監督した経験 ^{※4} ② 工事の発注者側の技術者として、施工の監督若しくは監督補助をした経験 ③ 建設機械 ^{※2} の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
3. 実務経験に要件の定めのあるものは、次の①～③の該当要件を満たしている。	<input checked="" type="checkbox"/>
① 受検資格区分(イ)、(ロ)、(ニ)にあっては、票⑤の指導監督の実務経験が1年以上あること (手引13頁⑦参照) ② 受検資格(ニ)にあっては、票⑥の主任技術者の資格要件成立後に専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上あること ^{※5} (手引13頁⑧参照) ③ 受検資格(ハ)にあっては、票⑤の専任の主任技術者としての実務経験が1年以上あること ^{※6} (手引13頁⑧参照)	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4. 実務経験年数とする工事の期間は、適切な期間かつ受検資格を満たすものである。	<input checked="" type="checkbox"/>
① 実務経験年数の期間は、建設機械 ^{※2} による施工が行われた工事の期間であり、他の施工の期間を含まないこと ^{※7} ② 同時期に複数の工事に従事した場合は、各工事について実際の従事日数に応じた期間とし、期間の重複がないこと ③ 実務経験年数は、受検資格の区分ごとに定められた年数を満たしていること (手引7～9頁参照)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
<small>※1：国・公共団体や公共性の高い事業者が発注した工事や不特定多数の者が利用する施設の工事等で、個人住宅の建築工事は除く (手引11頁の表下※を参照)</small> <small>※2：建設機械とは、手引12頁「建設機械の種別一覧」の表にある第1種から第6種のいずれかをいい、それ以外の機械は対象外とする</small> <small>※3：施工管理とは、施工計画策定、工程管理、品質管理、出来形管理、安全管理、機械管理等をいう</small> <small>※4：管理、指導若しくは監督の経験には、その補助者としての経験を含む</small> <small>※5：専任の監理技術者等を置くことが義務付けられた工事であって、その工事の元請会社に所属している者に限られる</small> <small>※6：専任の主任技術者を置くことが義務付けられた工事において、主任技術者として工事に従事した経験をいう</small> <small>※7：ただし、施工の管理における施工計画策定の期間、建設機械の搬入・搬出および工事現場での機械管理は実務経験期間とできる</small>	

7.10 住民票【受検者全員】

本籍地が記載され、マイナンバーの記載がない、次の①～②のものとしてください。

①申請時から6ヶ月以内に取得し、交付日が記載されたもの

②原本であること(コピーは不可)

○提出にあたっての注意事項

* 外国籍の方は、国籍と通称名が記載されたものとしてください。

* 婚姻等の理由により、添付する卒業証明書等の書類と氏名が異なる場合は、氏名の変更経緯が確認できる戸籍抄本等の原本が必要です。

* 個人情報保護の観点から、住民票のマイナンバー部を黒塗りしたものは受理しません。必ず、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

7.11 卒業証明書【一般受検者】(最終学歴が中学校卒業の方、および再受検者は必要ありません。)

最終学歴が高校卒業以上の方は、必ず提出してください。発行年月日は問いません。卒業した学校が学校統合等で存在しない場合は、その学校のあった都道府県や市町村の教育委員会に(私立の場合は運営法人に)卒業証明書等の入手方法について問い合わせてください。

○提出にあたっての注意事項

* 卒業証明書は原本とすること(コピーは不可)

^(注) 卒業証書ではなく、学校から発行される卒業証明書です。

* 受検の手引の別冊「指定学科・専修学校等一覧」の学科名欄で「※」の記載がある場合は、卒業証明書のほかに、履修科目および単位数が確認できる成績証明書または履修証明書が必要です。

* 上記の学科名欄に、コース、講座、専攻等の指定がある場合は、コース、講座、専攻名が記載された卒業証明書が必要です。

* 「高度専門士」または「専門士」の資格で受検される方で、卒業証明書にその称号が記載されていない場合は、その称号を証明する書類(称号取得証明書等)も必要です。

* 提出前に、氏名、生年月日、卒業年月日等の記載事項に誤りがないか、必ず確認してください。学校からの封筒は開封してあるものでかまいません。

7.12 「高度専門士」、「専門士」の称号の証明書類(卒業証明書に記載がない場合のみ必要)

* 「高度専門士」または「専門士」の資格で受検される方で、卒業証明書にその称号が記載されていない場合は、その称号を証明する書類(称号取得証明書等)が必要です。

* 提出前に、氏名、生年月日、卒業年月日等の記載事項に誤りがないか、必ず確認してください。学校からの封筒は開封してあるものでかまいません。

7.13 2級技術検定^{*}の合格証明書の写し【2級合格が受検資格や試験免除の要件となっている方】

^(再受検者は必要ありません。)

受検資格として2級技術検定の合格者であることが要件の1つとなっている方は、必ず提出してください。

^{*} 2級技術検定：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定をいいます。

7.14 土木施工管理技士等の合格証明書の写し【区分(ハ)のうち、提出が必要となる方】

^(再受検者は必要ありません。)

区分(ハ)の受検者のうち、最終学歴が高校卒等で実務経験年数が10年未満の方は、主任技術者の資格を有することが確認できる書類が必要です。

主任技術者となるための資格は、土木施工管理、建築施工管理等の技術検定の合格者のか、技術士や建築士等の資格や免許等を有する者で、建設業法第7条により規定されています。いずれの資格保有者であるかを確認できる書類の写しを提出してください。

7.15 工事契約書の写し【区分(ハ)および(ニ)の方】(再受検者は必要ありません。)

①区分(ハ)の方

受検申込書類のG票⑤に記載した、ご自身が専任の主任技術者を務めた工事の請負工事契約書の写しを、次項の「7.16」の書類とともに提出してください。(G票⑤に記載のすべての工事です。)

^(注) 専任の主任技術者の配置が必要な工事は、建設工事1件の請負代金額が、3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)、建築一式工事の場合は7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)の工事に限られます。

②区分(ニ)の方

受検申込書類のG票⑥に記載した、専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験の工事の請負工事契約書の写しを、「7.17」の書類とともに提出してください。(G票⑥に記載のすべての工事です。)

(注) 専任の監理技術者の配置が必要な工事は、請負者が「特定建設業者」として発注者から直接請け負う工事(元請け工事)で、総額4,000万円以上(平成28年5月31日までは3,000万円以上)、建築一式工事の場合は6,000万円以上(平成28年5月31日までは4,500万円以上)の工事に限られます。

7.16 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類【区分(ハ)の方】

(再受検者は、必要ありません。)

前頁の「7.15①」で提出いただく工事において、受検者本人が専任の主任技術者を務めたことが確認できる書類として、コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人又は主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のうち、いずれかの書類の写しを提出してください。

7.17 指導を受けた監理技術者の監理技術者資格証の写し【区分(ニ)の方】

(再受検者は、必要ありません。)

前頁の「7.15②」で提出いただく工事において、受検者が指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出してください。

7.18 再受検者資格の確認申請書、郵便局の定額小為替(「再受検者資格の確認手続きを行われた方」)

3頁の「**2. 受検者の区分(3)再受検者**」で、再受検者資格の確認手続きを行った方は、57頁の「再受検者資格確認申請書」とともに、事務手数料として、郵便局で定額小為替(500円)を購入し、申込書類に同封してください。

8. 試験日程及び試験地等

8.1 試験の日時

検定区分	試験日時
第一次検定	令和3年6月20日(日) ※午前9時15分までに入室のこと。

8.2 第一次検定の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 北広島市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(2) 時間割

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第一次検定	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～12時30分
(終了)			

(注1) : 試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。

(注2) : 受検する試験地(以下「受検地」といいます。)は、受検票に記載しています。受検者による受検地の変更はできません。

ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合がありますので、その場合は、44頁の「**10. 申込内容の変更、取り消し手続き**」をご覧ください。

9. 試験方法及び内容

1級建設機械施工管理の第一次検定は下記により行います。

9.1 試験方法

検定区分	試験方法	備考(試験日)
第一次検定	四者択一式、マークシート記入方式	令和3年6月20日(日)

9.2 第一次検定

第一次検定の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、四者択一問題のマークシート記入方式で行います。検定科目により、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

検定科目	検定基準
土木工学	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
建設機械原動機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
建設機械	1. 建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
建設機械施工法	1. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者補佐として、建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
施工管理法	1. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を的確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。
法規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

9.3 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注)
- ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。
- ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④ 注意事項等についての文字による説明。
- ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注) : 第一次検定および第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可とされますが、それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。

(参考) 第二次検定について

第二次検定は、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により行います。なお、第二次検定は第一次検定の合格者を対象に行うものですが、多くの受検者の利便性に配慮し、第二次検定(筆記)は第一次検定と同日に、第二次検定(実技)は第一次検定の合格発表後に送付する実施案内の通知に記載の日時に行います。

今回の「第一次検定のみ」に合格された方は、第二次検定の受検資格要件を満たしたうえで、翌年度以降から受検することができます。「第二次検定のみ」の受検の手引により申込をしてください。

① 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、記述解答方式で行います。検定科目により、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

検定科目	検定基準
建設機械施工法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者として、建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
施工管理法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定、施工等を適確に実施することができる応用能力を有すること。
建設機械組合せ施工法	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。

② 第二次検定(実技)

第二次検定(実技)は、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験になります。

実技試験は、建設機械により下表のように6つの検定科目(種別)に区分されており、このうち2つの検定科目を選択し受検する必要があります。

ただし、2級合格者は、その合格種別について該当する検定科目の実技試験の免除を受けることができます。免除を受ける場合は、「第二次検定のみ」の受検の手引に従い必要な書類を提出してください。なお、2級合格者は、免除なしでの受検や、2級の合格種別と異なる検定科目を選択して受検することもできます。

※2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

種別	検定科目	検 定 基 準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	舗装用建設機械操作施工法	1. 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

実技試験で使用を予定する建設機械

種別	検定科目	使用建設機械	規 格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12t級
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45 m ³ 級*
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12t級
第5種	舗装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	舗装幅2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機40～50t吊級

*操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

10. 申込内容の変更、取り消し手続き

10.1 住所、氏名等の変更

(1) 郵便物送付先住所の変更

受検の申込後に郵便物送付先住所に変更が生じた場合は、58頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。

FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(2) 氏名、本籍の変更

受検の申込後に、婚姻等により氏名や本籍に変更が生じた場合は、58頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、変更の事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類を同封し、当協会試験部あてに簡易書留郵便で送付してください。

(3) 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由で、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、必ず事前に当協会試験部まで電話をし、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留郵便またはFAXで当協会試験部まで、下記の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

【提出書類】

- ①郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(58頁の書式をコピーしてください。)
- ②変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等)(注)
- ③受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)

(注)：短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)	
第一次検定・第二次検定(筆記)	令和3年6月8日(火) ※必着
第二次検定(実技)	令和3年8月10日(火) ※必着

10.2 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、59頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留郵便またはFAXで当協会試験部まで、下記の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返金いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返金はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の合否通知はいたしません。

受検の取り消し期限(下記の期限を過ぎての取り消しはできません。)	
第一次検定・第二次検定(筆記)	令和3年6月8日(火) ※必着
第二次検定(実技)	令和3年8月13日(金) ※必着

11. 受検時の注意事項

11.1 第一次検定（参考）第二次検定（筆記）も同日に実施

（1）事前の準備～試験会場の注意事項

- ① 試験会場は、受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。
- 会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。
- 試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

（2）当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム（※1、2）
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書（※3）

（※1）：上記以外の筆記具は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。

（※2）：通信機能や計算機能の付いた電子機器（電卓、スマートフォン等）は使用できません。

（※3）：試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

（3）試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、9時00分までに来場し、受付で試験室（受検番号で指定）を確認したうえで、9時15分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受験できますが、それ以後の入室および受験はできません。なお、試験の終了時刻は変わりません（試験時間は短くなります。）。
- ④ 試験開始後は、第一次検定は90分、第二次検定（筆記）は60分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ 喫煙は、指定の場所のみとし、他の場所は禁煙です。試験会場によっては、会場内が全面禁煙となる会場もあります。会場周辺の方々に迷惑となる路上喫煙等は、絶対にしないでください。試験監督者等の注意に従わない場合、失格となる場合があります。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞄等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑨ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場となります。また、不正行為を行った受検者には、50頁の「[15.不正行為に対する措置](#)」の措置を行います。
- ⑩ 試験問題および第一次検定の解答については、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします。（掲載期間は1年を予定しています。）
- ⑪ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受験していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

（4）試験の中止または試験時間の繰り下げ（緊急時の措置）

大規模災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受験者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、試験開始から30分以内は受験できますので、会場までは行くようにしてください。

（参考）第二次検定（実技）

（1）事前の準備～試験会場までの注意事項

試験日時と試験会場について、第二次検定（実技）実施案内書により確認してください。集合日時と試験会場は、受験者ごとに指定しています。同じ会社に複数の受験者がいる場合でも、日時や試験会場が異なる場合があります。

会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。

（2）当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により仮受検票の発行手続きをしてください。
②第二次検定（実技）実施案内書	紛失された方は、事前に当協会試験部まで連絡してください。（※1）
③ヘルメット、作業服、安全靴	実技試験にふさわしい服装としてください。（※2）
④写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書（※3）

（※1）：受験者本人による電話連絡とします。紛失の旨を告げ、試験日時と試験会場について確認してください。FAX受信が可能な方へは、実施案内書の写しをFAX送信します。

（※2）：ヘルメットを着用しない方は受験できません。作業服は長袖のものが望ましいですが、半袖でもかまいません。安全靴はスニーカータイプのものでもかまいませんが、つま先が保護された適切なものとしてください。実技試験の実施にあたり安全上適切でない服装の方は、受験できない場合があります。

（※3）：試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受験者は失格となる場合があります。また、(3)②の仮受検票の発行の手続きにも必要となります。

（3）試験会場における注意事項

① 試験当日は、第二次検定（実技）実施案内書で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。試験日や集合時刻等は、受験者あての案内書で確認してください。

② 受検票を紛失または忘れた受験者は、試験当日の受付で仮受検票の発行手続きをしてください。仮受検票の発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です。

※紛失により発行した仮受検票は、受験後も大切に保管してください。

③ 受付では、当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受験者は受験できません。照合のため、受付で第二次検定（実技）実施案内書の提示を求める場合がありますので、第二次検定（実技）実施案内書は必ず持参してください。

実施案内書を紛失した場合は、事前に当協会へ連絡し、試験日時と試験会場について確認したうえで来場してください。

④ その他の注意事項については、試験当日に試験会場において説明します。

（4）試験の中止または試験の延期（緊急時の措置）

原則として雨天でも試験を実施します。ただし、大規模災害等の発生または災害発生が予想され試験を中止若しくは延期する場合は、当協会ホームページでお知らせします。

公共交通機関の遅延や突発事故等での道路渋滞により遅刻する場合は、試験会場または当協会試験部へ電話連絡をしてください。試験会場で試験の順番の入れ替え等の対応が可能な場合は、受験できる場合がありますので、確認してください。

12. 合格発表、合否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

①第一次検定の合格発表	令和3年8月4日(水)
②合格者番号の掲示場所	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ※)・国土交通省(各地方整備局、北海道開発局)・内閣府沖縄総合事務局・一般社団法人 沖縄しままで協会・官報公告

※ : <https://jcmanet-shiken.jp/>

(2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送します。合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

検定区分等	通知内容(合格者へは封書又はハガキにより送付します。)
第一次検定 (合格者)	<ul style="list-style-type: none">①第一次検定合格通知書②第一次検定合格証明書交付申請書(※1)
(不合格者)	ハガキにより結果を通知します。(欠席者には通知しません。)

(※1) : 次項の「13. 合格証明書の交付申請手続き」により、合格証明書の交付申請を行ってください。
交付申請書の提出先は、合格通知書に記載しております。

(3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

13. 合格証明書の交付申請手続き

1級建設機械施工管理技士補として建設工事に従事する場合、および第二次検定を受検する際には本技術検定の合格証明書の交付を受ける必要があります。

合格通知書に同封の第一次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)を、下記の要領で国土交通大臣あてに提出してください。

(1) 交付申請書の記載事項の確認、訂正等

合格通知書に同封の交付申請書は、受検の申込時に提出いただいた申請書(H票)の記載事項を転記したもので、記載内容に誤りがないか必ず確認してください。記載事項に誤りがある場合は、正しい内容を赤字で記入してください。

① 氏名、本籍、生年月日、現住所

すでに提出いただいている住民票の記載と異なる場合に訂正してください。受検後に、氏名や本籍等に変更があった方は、変更の事実確認ができる戸籍抄本またはこれに代わる証明書類を添付して、変更箇所を赤字で修正してください。

② 顔写真、受検番号

交付申請書の欄外の顔写真および受検番号についても、受検者本人のものであることを確認してください。受検者本人のものと異なる場合は、当協会試験部へ速やかに連絡してください。

③ 合格証明書の送付先住所

合格証明書は、受検時に登録された郵便物送付先住所(合格通知書の送付先住所)あてに送付されます。受取住所の変更を希望される方は、別紙(様式自由)に、現在の送付先住所と変更希望の送付先住所を記載し、交付申請書と一緒に提出してください。

(2) 収入印紙(合格証明書交付手数料)の貼付

合格証明書の交付手数料として、収入印紙(2,200円分)を収入印紙貼付欄へ貼り付けてください。貼り付ける際は、全面にのり付けししっかりと貼り付けてください。

(3) 交付申請書の提出(必要に応じて添付書類を同封のこと。)

合格通知書に記載の「交付申請書送付先」へ、簡易書留郵便で送付してください。簡易書留郵便以外の方法で送付しても受理されませんので注意してください。

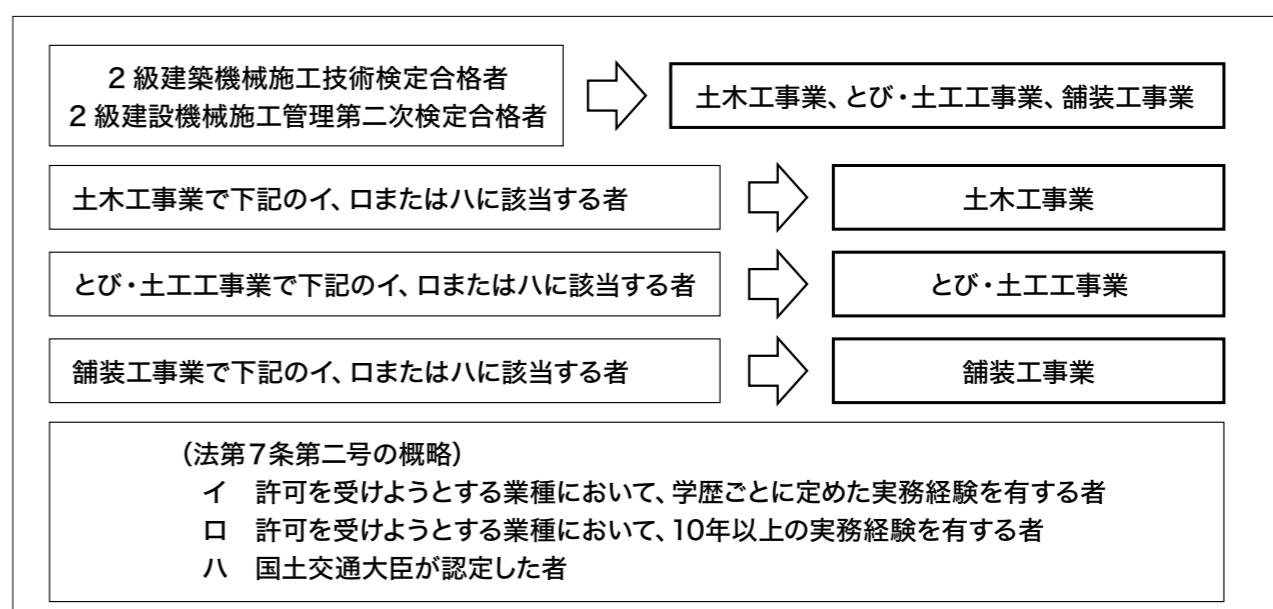
(注) 交付申請書の提出先は、当協会ではありません。

14. 合格者の処遇

14.1 第一次検定の合格者

第一次検定の合格者(合格証明書の交付を受けた者に限る。)は、「1級建設機械施工管理技士補(以下、「技士補」という。)」の称号が付与されます。技士補のうち、所定の資格を取得した者または実務経験等の要件を満たす者は、監理技術者補佐となれます。ただし、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業のいずれかまたは全部となる建設業に限られます。

1級第一次検定合格者が、監理技術者補佐となる条件および業種



① 監理技術者補佐の役割

専任の監理技術者を置くことが求められる建設工事において、監理技術者補佐として業務に就くことができます。

その場合、監理技術者は、その建設工事における監理技術者の専任の義務を解かれ、監理技術者補佐

を置く2つの建設工事の監理技術者となることができます。

②その他

第一次検定の合格者は、第二次検定の受検資格を恒久的に得られます。第二次検定の受検資格を満たしたうえで、合格するまで何回でも受検の機会を得られます。

(参考) 第二次検定の合格者

第二次検定の合格者は(合格証明書の交付を受けた者に限る。)、「1級建設機械施工管理技士(以下、「施工管理技士」という。)」の称号が付与され、以下の資格等を得られます。

(1) 建設業法に基づく資格

建設業法における「土木工事業」「とび・土工工事業」「舗装工事業」の業種で、次の①～⑤に示す有資格者になることができます。

- ① 建設業の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第7条関係)
- ② 特定建設業(土木工事業にあっては指定建設業)の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になります。(建設業法第15条関係)
- ③ 建設工事の施工に必要な、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者になります。(建設業法第26条関係)
- ④ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定金額以上の請負代金での下請契約を締結して施工する場合に置くことが必要な、監理技術者になります。(建設業法第26条関係)
- ⑤ 公共性のある工作物等に関する一定金額以上の重要な建設工事で、工事現場ごとに置くことが必要な、専任の主任技術者または監理技術者になります。(建設業法第26条関係)

(2) その他の資格等

労働安全衛生法における次の資格または処遇を受けることができます。

① 特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)

労働安全衛生法で定める特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格(事業者を除く)または必要な研修の一部免除を受けることができます。特定自主検査の対象となる建設機械等との関係は、下表のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の資格等との関係

事業内検査の資格種類 検定区分等	車両系建設機械				高所作業車	不整地運搬車	フォークリフト
	整地・運搬・積込み・掘削及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
1級建設機械施工管理技士	○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械施工管理技士	○	△	△	△	△	○	△
	○	△	△	△	△	○	△
	○	△	△	△	△	○	△
	△	△	○	△	△	○	△
	△	△	△	△	△	○	△
	△	○	△	△	△	○	△

凡例 (○: 有資格者、△: 検査者として必要な研修の一部を免除)

② 運転技能講習等の免除

労働安全衛生法の定めにより、就業にあたり必要となる技能講習等について、建設機械施工管理技士は講習等の一部または全部の免除を受けることができます。検定区分等と免除される運転技能講習等の関係は、下表のとおりです。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める運転技能講習等との関係

技能講習等 検定区分等	技能講習							特別教育 ローラ 地山の掘削作業主任者	
	車両系建設機械			不整地運搬車	高所作業車	ショベルローダ	クレーン等		
	整地・運搬・積込み・掘削用	基礎工事用	解体用						
1級建設機械施工管理技士 (実技試験の選択科目別)	第1種	○	△	△	○	△	△	×	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	
	第3種	△	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	×	△	
	第5種	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	
2級建設機械施工管理技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	
	第3種	○	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	×	△	
	第5種	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	

凡例 (○: 必要な講習・教育の全部を免除、△: 必要な講習科目の一部免除・時間短縮、×: 免除なし)

(注1) : 上表は、労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育からの抜粋です。建設機械施工管理技士の資格で従事できる業務の詳細については、最寄りの労働局または労働基準監督署に確認してください。

(注2) : 地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、第二次検定(実技)の第5種で使用するアスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法において就業制限を受ける業務の対象外となっています。

(注3) : 法令の改正にともない適用が変わることがあるので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へご確認ください。

15. 不正行為に対する措置

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正な手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に關係した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正な手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営事項審査」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、19頁からの「7. 提出書類の記載方法等」を参考に必要事項を適切に記入のうえ、票⑯のチェックリストにより、受検者および実務経験証明者による最終確認を行ってください。

また、試験においては、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

16. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するため利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があつても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求める個人情報（住民票に記載されたマイナンバーなど）については、当協会が管理するデータの対象外とします。

17. よくある質問

1級【新しい検定制度について】

Q 建設機械施工管理技術検定(第一次検定、第二次検定)とはどのような検定でしょうか？

A 改正前の建設機械施工技術検定は、「学科試験」「実地試験」でひとつの検定でした。改正後の建設機械施工管理技術検定では、「第一次検定」と「第二次検定」に区分して、それぞれが独立した技術検定となりました。そのため、合格証明書の交付も検定ごとに行います。それぞれの検定合格者の称号は次のとおりです。

- ・第一次検定合格者：1級建設機械施工管理技士補
- ・第二次検定合格者：1級建設機械施工管理技士

Q 第一次検定、第二次検定の合格者の待遇はどうなりますか？

A ・第一次検定の合格者は、所定の資格または実務経験等の条件を満たすことで、監理技術者補佐になります。
・第二次検定の合格者は、監理技術者および主任技術者になることができます。
※「14. 合格者の待遇」を参照

Q 過去に取得した1級建設機械施工技士の待遇等はどうなりますか？

A これまでの待遇等に変更はありません。(称号を除き、第二次検定の合格者と同じです。)

Q 令和2年度に1級建設機械施工技術検定の学科試験に合格していますが、1級建設機械施工管理の第一次検定合格証明書の交付申請はできますか？

A できません。ただし、令和3年度の第二次検定(実技)に合格すると「1級建設機械施工管理技士」の称号が付与されます。令和2年度の学科試験合格者には、令和3年7月頃に第二次検定(実技)の受検票を送付します。

Q 第一次検定だけを受検することはできるのでしょうか？

A 下記の①または②のいずれかに該当する方が受検できます。「受検の手引【第一次検定のみ】」により申込してください。

- ① 2級建設機械施工管理技術検定の第二次検定の合格者、または改正前の2級建設機械施工技術検定の合格者
- ② 1級の第二次検定の受検資格要件(実務経験)を満たす方
なお、令和3年度内に第二次検定まで受検されたい方は、「受検の手引【第一次検定・第二次検定】」により、第一次検定と第二次検定と一緒に申込してください。

Q 第二次検定の実技試験の免除について教えてください。

A 1級の第二次検定(実技)では、第1種～第6種のうち、いずれか2つの種別について実技試験を受検する必要がありますが、2級建設機械施工技術検定または2級建設機械施工管理の第二次検定に合格した種別については、第二次検定の実技試験の免除が受けられます。

Q 第二次検定に不合格の場合、第二次検定の再受検に年数や回数の制限はありますか？

A 検定制度の改正により、第一次検定に合格した方は、期間や回数に制限なく第二次検定を受検することができます。

Q 第二次検定(筆記)試験はいつ行われるのですか？

A 第一次検定と同日の令和3年6月20日（日）に行いますが、第一次検定と重複しない時間割となっています。

Q 第一次検定の科目にある「施工管理法」の出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の試験科目「土木工学」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。出題の範囲は変わりません。（※「9. 試験方法及び内容」を参照）

Q 第二次検定(筆記)試験科目の「施工管理法」について、出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の「記述式（B）：土木」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。出題の範囲は変わりません。

Q 第二次検定(筆記)試験科目の「建設機械施工法」について、出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の「記述式（B）：機械」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。出題の範囲は変わりません。

Q 他の施工管理技術検定との実務経験期間の重複について教えてください。

A 建設機械施工管理の種目は、他の種目の実務経験であっても、建設機械施工に関するものであれば、重複しても問題ありません。

1級【申込方法、試験の内容、資格について】

※2級合格者を要件とする方は、実務経験、学歴等に関連するQ Aは参考扱いとしてください。

Q 申込期限は、締切日に必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（3月31日（水）の消印があるものまで有効です。（個人ごとに簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。複数名での申込は受付しません。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。申請時から6ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。必ず原本とし、コピーは不可です。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、申請時から6ヶ月以内の交付日が記載された原本を添付してください。コピーは不可です。

・卒業証明書は、古いものでも結構です。必ず原本とし、コピーは不可です。

・写真は、申請時から6ヶ月以内のパスポート用証明写真（4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし）を貼付してください。

Q 高校を卒業しています。実務経験は18年ありますので卒業証明書は要らないですか？

A 最終学歴が高等学校卒業の者として受検する場合は必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、氏名変更の事実が確認できる戸籍抄本等をご提出ください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正はどうすればいいですか？

A 訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 58頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。※「10.申込内容の変更、取り消し手続き」を参照

Q 「指導監督的実務経験」とは、具体的にどんな場合ですか？

A 指導監督的実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。また、発注者側の現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含みます。
指導監督的実務経験を受検資格の要件とする場合、1級の受検には1年以上の指導監督的実務経験が必要です。

Q 専任の主任技術者としての実務経験で受検申込する際、該当しないのはどういう場合ですか？

A 例年、専任の主任技術者の受検資格で申し込む方の多くが次の要件を満たさず、不備となっています。

専任の主任技術者の受検資格で申請できる実務経験の対象となる工事は、次の①と②を満たす請負代金額が一定以上かつ、公共性のある工作物に関する重要な工事で、その工事に配置された専任の主任技術者のことです。

①工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)

* 3,500万円以上(H28年5月31日までは2,500万円以上)

* ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(H28年5月31日までは5,000万円以上)

②工事の種類(次のいずれかに該当するもの)

* 国・地方公共団体が発注した工作物の工事

* 鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事

* 電気事業用施設・ガス事業用施設の工事

* 学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当します。)

Q 現在失業中です。「1級技術検定実務経験証明書」の証明はどのように行えばいいですか？

また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 失業中の方の「1級技術検定実務経験証明書」は、原則として実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。
その他不明の場合はお問合せください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 第一次検定および第二次検定(筆記)は令和3年6月1日(火)、第二次検定(実技)は令和3年8月4日(水)を予定しています。
なお、第二次検定(実技)については、第一次検定の合格者に対して、合格発表日に発送します。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 第一次検定および第二次検定(筆記)では受検票で、第二次検定(実技)では受検票に同封する「実施通知」で試験会場(住所も記載)をお知らせします。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。
それ以外の期間は、公表していません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 第一次検定の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 1級第一次検定試験は、「100点を満点とした場合、60点以上を取得した者」が合格基準となります。

Q 第二次検定の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 1級第二次検定試験は、下記①と②の両方を満たすことが合格基準となります。

①第二次検定(筆記)は、100点を満点とした場合、60点以上

②第二次検定(実技)は、1科目(実技試験の建設機械の種別ごと)100点を満点とした場合、それぞれの科目ごとに60点以上

Q 第一次検定は8月4日(予定)、第二次検定は11月16日(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日は、いつ決まりますか？

A 現時点では、第一次検定、第二次検定ともに予定の日程です。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第二次検定に合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した操作施工法の科目(実技試験に使用する建設機械)により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※「14.合格者の待遇14.1(2)②」を参照。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等にお問合せください。

※「14.合格者の待遇14.1(2)①」を参照。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記に、電話でお問合せください。
当協会試験部 03-3433-1575 (受付時間:平日の9:30~12:00、13:00~17:30) なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかげ間違いないようお願いいたします。)

令和 年 月 日

令和 年度 1 級建設機械施工管理技術検定

再受檢者資格確認申請書

一般受検者として受検した受検年度	平成 30 年度以降に、実務経験証明書や卒業証明書等を提出し受検したときの受検年度を記入してください。 (平成・令和) 年度			
受検地・受検番号※1	受検地		受検番号	
住所（現在）	フリガナ 〒 —			
住所（当初）※2	フリガナ 〒 —			
氏名	フリガナ			
旧氏名※3	フリガナ			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生			
確実に連絡のとれる電話番号 ※できるだけ複数の連絡先を記入してください。	第 1	(自宅・会社・携帯)	—	—
	第 2	(自宅・会社・携帯)	—	—
	第 3	(自宅・会社・携帯)	—	—

※1：本申請書の提出前に、受検者本人が当協会試験部へ連絡して必ず確認してください

※2：最初の受検時から住所が変わっている場合は、最初の受検時の住所を記入してください。

※3：最初の受検時から氏名に変更のあった方は記入してください。

○本申請書は、再受検者として申込書類に添付する受検票等を紛失したときに使用するものです。

○本申請書の提出にあたっては、必ず受検者本人が当協会試験部へ連絡し、再受検者であることを確認してください。

○申請は、この頁をコピーし、必要事項を記入のうえ「定額小為替 500 円」とともに、他の申請書類と合わせて簡易書留郵便で送付してください。

○一度送付いただいた「宝箱小遣費500円」には、いかなる場合でも返金できません。

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 Tel 03-3433-1575 ※平日 9:30~12:00、13:00~17:30 受付
------	--

令和 3 年 月 日

令和3年度 1級建設機械施工管理技術検定

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

申込時の第一次検定希望受検地	受検番号(注1)			
	□□□□□□□□□□□□			
(注1) : 受検票に記載(令和3年6月1日発送予定)。未着等で不明の場合は、記入不要です。				
フリガナ				
氏名 (申込時)	(氏)	(名)		
	生年月日			
	昭和 平成	年	月	日

※以下の変更事項の該当番号に「○」を付けて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更（郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。）

フリガナ					
住所 (注 2)	(〒　　-　　-　　)				

(注2) : 郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留郵便で送付してください。）

フリガナ		
氏名 (変更後)	(氏)	(名)

上記申込時の氏名から左記氏名に変更

③本籍の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍（都道府県名）	新本籍（都道府県名）
	→

※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。

*同一の都道府県内の変更は届け出不要です。

④希望受検地の変更

第一次検定・第二次検定(筆記)		第二次検定(実技)	
(当初)	(変更)	(当初)	(変更)
(変更理由)			

⑤その他の変更

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 (TEL 03-3433-1575)
FAX送信先(注3)	03-3433-0401 (一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注3) : FAX送信後は、必ず間合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

令和3年 月 日

令和3年度 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

受検番号	取消を行う検定試験 ※該当の□に「レ」印を記入
	<input type="checkbox"/> 第一次検定 · <input type="checkbox"/> 第二次検定

氏名 _____

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 (TEL 03-3433-1575)
FAX送信先(注)	03-3433-0401 (一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注) : FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

- 日付は送付日とし、必ず記入してください。
- 郵送の場合は、簡易書留郵便で送付してください。
- 所定の期日までに取消届を受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を返金します。

MEMO